

ラオス投資ガイドブック 2018

(2018 年 3 月)

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

ビエンチャン事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

本報告書の利用についての注意・免責条項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ビエンチャン事務所が KMC Lao Sole Co.,Ltd.および KPMG Lao Co.,Ltd.と共同で作成し、2017年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正および運用の変更などによって、内容が変更される場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび KMC Lao Sole Co.,Ltd.および KPMG Lao Co.,Ltd.は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび KMC Lao Sole Co.,Ltd.および KPMG Lao Co.,Ltd.に係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail: BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ビエンチャン事務所
E-mail: LVI@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

目次

第1章 一般事業の最低資本金制度撤廃について.....	1
第2章 ラオス国内で販売する食品の登録手続きについて.....	5
第3章 電子商取引（e コマース）関連法について.....	9
第4章 輸出可能木製品リストの改正について.....	11
第5章 建設用重機の環境・安全性関連規制について.....	16
(1) 天然資源環境省による、排ガス・騒音・振動に関する規制.....	16
(2) 公共事業運輸省による安全性に関する規制.....	19
(3) その他規制.....	19
第6章 工場の廃棄物規制について.....	20
(1) 有害物質.....	20
(2) 大気汚染基準.....	21
(3) 水質汚染管理基準.....	22
第7章 農業投資の関連法規制について.....	24
(1) ラオスの農業概観.....	24
(2) 農業事業への投資優遇措置.....	25
(3) 農業事業における外資規制.....	27
第8章 有機農業の基準と認証について.....	28
(1) ラオスの有機農業の概観.....	28
(2) 有機農業基準と認証.....	28
第9章 労働安全衛生関連法について.....	32
第10章 従業員の採用と教育について.....	36
(1) 従業員の質に関する課題.....	36
(2) 従業員の採用と教育.....	36
(3) 日本語教育.....	38
第11章 ラオスの会計基準.....	40
(1) 会計基準と適用要件.....	40
(2) 新会計基準の適用に伴う主な影響.....	41
第12章 ラオスの監査制度.....	43
(1) 法定監査.....	43
(2) ラオスの公認会計士資格制度.....	43
(3) 法定監査人の選任.....	44
(4) 罰則.....	45
第13章 ラオスの税制体系.....	46
(1) ラオスの税制体系.....	46
(2) ラオスとの租税条約締結国.....	46
第14章 ラオスの法人税.....	47
(2) 法人税率.....	47
(3) 申告・納税方法.....	47
(4) 課税所得の算出方法.....	48
(5) 繰越欠損金.....	49
(6) その他.....	49
第15章 ラオスの個人所得税.....	50
(1) 給与所得.....	50
(2) その他の所得.....	50
第16章 ラオスの源泉税.....	52
(1) 非居住者への支払にかかる源泉税.....	52
(2) 非居住者への支払にかかる源泉税（その他）.....	53

(3) 租税条約の非締結国との取引（例：日本法人）	53
(4) 租税条約の締結国との取引（例：タイ法人）	54
第 17 章 ラオスの付加価値税（VAT）	55
(1) VAT の課税取引	55
(2) 非課税取引	55
(3) 納税義務者	56
(4) 申告・納税方法	56
(5) タックスインボイス	56
(6) 実務上の留意点	56
(7) 非居住者との取引	57
第 18 章 ラオスの関税	58
(1) 輸入関税の計算	58
(2) 課税評価額	58
(3) 税率	59
第 19 章 ラオスの物品税	60
(1) 特定の物品にかかる物品税	60
(2) 特定のサービスにかかる物品税	62
第 20 章 ラオスの税務調査	63
(1) 過小申告による加算税（ペナルティ）	63
(2) 無申告、税務調査の拒否による加算税（ペナルティ）	63
(3) 延滞税（サーチャージ）	63

ラオス投資ガイドブック 2018

第1章 一般事業の最低資本金制度撤廃について

ラオスで外国人・外国企業が事業に投資する場合、2009年から施行されていた旧投資奨励法ではいかなる事業に対しても10億キープ以上（日本円にしておよそ132万円）の登録資本金の拠出が義務付けられていたが（同法第17条）、2017年より施行されている「改正投資奨励法」では当該規定は削除され、一般事業（後述）に投資する外国投資家の登録資本金は企業法や関係法に従う、と規定された（第51条）。つまり企業法や関係法で最低登録資本金の定めがない一般事業への投資においては、理論上、1キープでも創業可能と解釈できる制度となった。

しかし、改正投資奨励法の施行以降も、関係法等で最低登録資本金額に関する規定がない一般事業への投資にもかかわらず、10億キープ以上の登録資本金を要求されるケースがあり、外国人投資家の間で混乱が生じていた。例えば、現地企業との合弁によりビエンチャン都でレストラン事業（一般事業に該当）を開業しようとした日本企業に対して、管轄省庁である情報文化観光省に加え、計画投資省、商工省から三者三様の見解を提示された。以下に各省の見解および可能な解釈を示す。

表1 外国投資家によるレストラン事業の最低登録資本金額に関する各省の見解

①情報文化観光省
<p><同省の見解></p> <p>レストラン事業への投資については、2007年2月26日付同省発出のレストラン、野外レストランおよび喫茶店事業管理に関する合意59号第5条に規定される。</p> <p>2006年より投資許認可業務の地方への権限移譲を進めており、レストラン事業については、<u>10億キープ以上の大規模投資を除き、開業する都・県の商工局および情報文化観光局の管轄</u>になり、中央省庁は都・県・郡当局の投資可否判断・登録資本金額の算定には関与していない。</p> <p>複数の出資家がいる場合、合意59号に記載される資本金額は合計出資額である。</p> <p><解釈></p> <p>上記合意59号第5条は以下のとおり、当該事業の資本金額に応じた監督機関を定めるものであり、事業の最低登録資本金額を定めるものではない。</p> <p>5条1：中央省庁</p> <p><u>内外投資家による資本金額10億キープ以上</u>の当該事業への投資を管轄</p>

5 条 2：ビエンチャン都、サワナケート県、チャンパサック県、ルアンプラバン県、カムア
ン県（観光産業の成長が大きい都・県）

5 条 2.1：都・県当局

内外投資家による資本金額 8,000～10 億キープの当該事業への投資を管轄

5 条 2.2：郡当局

内外投資家による資本金額 8,000 万キープ以下の当該事業への投資を管轄

5 条 3：その他の件（観光産業の成長が緩やかな件）

5 条 3.1：県当局

内外投資家による資本金額 4,000～7 億キープの当該事業への投資を管轄

5 条 3.2：郡当局

ラオス投資家による資本金額 4,000 万キープ以下の当該事業への投資を管轄

本条に則ると、外国投資家は最低 4,000 万キープの登録資本金で当該事業を開業できるこ
とになる。

②商工省

<同省の見解>

合併事業の場合、各出資企業の最低登録資本金額が 10 億キープ。2 社が 50%ずつ出資す
る場合、総資本金額は 20 億キープとなる。

<解釈>

同省が最も高額な最低登録資本金額を提示した。準拠法を確認したが不明であった。

③計画投資省

<同省の見解>

登録資本金額については原則、改正投資奨励法に従う。レストラン事業については上述の
合意第 59 号が存在するため、同合意に従う。関係法等で登録資本金額の定めがない事業の
場合は、事業実施に必要な資産（土地・建物・資材など）の額に運営コスト分を加えた金
額を登録資本金額とするのが妥当。当局の審査によるが、設備投資の不要な事業の場合、
旧投資奨励法で定めていた最低登録資本金額 10 億キープに満たない額でも、事業を開始
できる可能性はある。

関係省庁間で登録資本金額についての見解が異なる場合、本来は商工省へ投資申請を行う非ネガティブリスト事業であっても計画投資省に申請することが可能。計画投資省が関係省庁を招聘して協議を行い、法律に基づき最適解を提示するとのこと。

<解釈>

本省の見解がもっとも妥当かつ現実的だと思われる。

(出典：2017年10月に実施した各省へのヒアリングより。①は情報文化観光省観光管理局レストラン・娯楽事業管理課課長、②は商工省企業登録管理局企業登録オフィス、③は計画投資省法務局)

このような状況を改善するため、2017年11月7日付でビエンチャン都・各県・各郡の商工局に向けて「外国人投資家に対する最低登録資本金制度の撤廃に関する商工省告知第2633号」が発出された(右図)。本告知では、以下3点を規定している。

(1) 関係法等において最低企業登録費の定めがない限り、本告知の署名日以降に事業許可書の発行を受ける外国人投資家に対する、最低登録資本金の要求を無効とする。

(2) 上記内容は、既に事業登録申請を行っているが事業許可書がまだ発行されていないすべての外国人投資家に適用される。ただし、外国人投資家が既に申請済みの登録資本金額を変更したくない場合には、その限りではない。

(3) 何らかの問題が生じた場合には、商工省企業登録局事業登録課に相談すること。

本告知により、条件付きで外資参入が認められる分野および業種に該当しない事業(＝一般事業)のうち、関係法等で最低登録資本金の定めがない事業については、投資家が資本金額を設定することが可能になった。上記レストラン事業も同事業に該当する。

なお、条件付きで外国投資家の参入が認められる事業については、2015年7月13日付「外国投資家向け規制事業分野リストに関する通達第1327号」および2015年9月22日付「ショッピングセンター、百貨店に関する商工大臣合意第1950号」により、最低登録資本金額および出資比率が、下表のとおり定められている。



出典：商工省

表 2 条件付きで外資参入が可能な事業およびその条件

業種	外資出資比率上限および出資条件
卸売・小売	資本金 200 億キープ以上：100%出資が可能。 100～200 億キープ：70%まで 40～100 億キープ：50%まで 40 億キープ以下：不可
運輸	タクシー業、国内陸上貨物運送業は 100%出資が可能。 その他は 49%までの出資が可能。
建設	道路・鉄道の建設は 100%出資が可能（資本金 2,400 億キープ以上の場合。以下は 49%まで）。 建物の建設、内装・外装、整地・埋め立ては 49%まで
金融・保険	銀行業は 100%出資が可能。 保険業は 49%まで
加工	コーヒー加工は 20%まで。治療薬製造のための薬品製造は 49%。
ホテル	三つ星以上のホテルで 60%まで
修理	資本金 15 億キープ以上で 100%出資が可能。
エンジニアリング	資本金 40 億キープ以上で 49%まで
教育	自動車教習所は資本金 80%以上で 49%まで 重機教習所は 150 億キープ以上で 100%出資が可能。
健康・社会	医療事業は 10 億キープ以上で 49%まで
大型商業施設建設 (ショッピングセンター、百貨店)	資本金 1,600 億キープ以上：100%出資が可能。 800～1,600 億キープ：70%まで 80～800 億キープ：51%まで 80 億キープ以下：不可

(ジェットロ作成)

第2章 ラオス国内で販売する食品の登録手続きについて

ラオス国内で食品を販売する場合、一部の食品を除いて食品登録が必要である。食品登録の管轄は保健省食品薬品局（Food and Drug Department）であり、食品登録の詳細を定める法制度は、2006年5月12日付「安全食品の生産および輸出入の管理に関する細則第586号」である。同則に基づき、国内で販売される国産食品のすべてと高リスク食品に該当する輸入食品は、販売者もしくは輸入業者による食品登録が義務付けられている。

食品のリスクによる分類は、2012年2月24日付「食品検査に関する保健省決定第297号第5条」にて定められており、人体への悪影響の可能性などにより、高リスク食品、中リスク食品、低リスク食品の三つに分類されている。

表1 食品のリスク分類

リスク分類	該当する食品例
高リスク食品	就学前児童・患者・高齢者などを対象とした食品、燻蒸処理食品・真空包装の食品・缶詰・離乳食など長期保存が可能な食品、乳製品、魚介類、病院食、水分とタンパク質を多く含み温度管理が必要な食品、など
中リスク食品	インスタント食品（再加熱が必要な調理済み食品）、冷凍魚類、肉、酸度の低い加工食品、ジュース、など
低リスク食品	包装済み乾燥食品、乾燥穀物・豆類、砂糖および砂糖製品（ジャムなど）、油脂、塩漬け食品、ピーナッツ以外のナッツ類、など

（出典：2012年2月24日付食品検査に関する保健省決定第297号）

保健省食品薬品局によると、リスク分類ごとの詳細な食品リストが未完成のため、食品販売の際には、まず同局にて分類確認を行うのが望ましいとのことである。例えば、外国から輸入するお茶について、瘦身効果を謳ったものなどで化学成分が含まれる製品は、高リスク食品に該当するため食品登録が必須であるが、天然の茶葉を乾燥・焙煎など一次加工しただけのものは、低リスク食品に該当し、食品登録の義務はない。同じ食品であっても成分や加工方法などによってリスク分類が異なることがあるため、注意が必要である。加えて、中リスク食品・低リスク食品は食品登録の義務はないものの、販売後に問題が生じた時のことを考慮し、できる限り食品登録を行うことが望ましいとのことである。

食品登録に必要な提出書類、手数料、手続きにかかる期間、登録の有効期間について下表に示す。提出書類については、食品の品目により不要なもの、統合されるものなどがあるため、食品薬品局に都度確認することが望ましい。

表 2 食品登録の手続きの概要

	輸入食品	国産食品
1. 輸入・販売企業が提出する必要書類	(1) 輸入食品登録申請書（食品薬品局所定のフォーム） (2) カバーレター（所定のフォームなし） (3) 製造元企業からの登録許諾書 (4) 製造元国での自由販売証明書 (5) 分析証明書（6 カ月以内に発行のもの） (6) 製造元国での登録証明書 (7) 成分証明書 (8) ラオス語で記載された商品ラベル (9) GMP 証明書もしくはそれに準ずる証明書（HACCP、ISO22000 など） (10) 輸入許可証 (11) 商品サンプル	(1) 国産食品登録申請書（食品薬品局所定のフォーム） (2) カバーレター（所定のフォームなし） (3) 加工方法の説明書 (4) 商品ラベル (5) 製造従事者の健康証明書 (6) 事業許可証 (7) 商品サンプル (8) 製造工場・店舗・企業の地図
2. 手数料	申請書への押印料：2,000 キープ 審査手数料：5 万キープ/インボイス（輸入の場合） 登録証明書発行手数料：10 万キープ/インボイス	
3. 手続きにかかる期間 ¹	提出書類に不備がなければ約 2 カ月。	提出書類に不備がなければ 3 日間
4. 登録の有効期間	登録書の発行日から 2 年間。	

（2017 年 12 月の保健省食品薬品局への聞き取りをもとに整理）

上表の提出書類のうち、食品登録申請書のみ食品薬品局所定の様式があり、同局のウェブサイトからダウンロードが可能である（英語ページあり。ただし様式はラオス語のみ）。

ダウンロードページの URL : http://www.fdd.gov.la/showContent_en.php?contID=55

¹ 安全食品の生産および輸出入の管理に関する細則第 586 号第 14 条では、食品登録の審査にかかる期間は 4 カ月と記載されている。



ສາທາລະນະລັດ ປະຊາທິປະໄຕ ປະຊາຊົນລາວ
ສັນຕິພາບ ເອກະລາດ ປະຊາທິປະໄຕ ເອກະພາບ ວັດທະນະຖາວອນ

ແບບຟອມ ອຫ 2

ຄໍາຮ້ອງ
ຂໍຈົດທະບຽນຜະລິດຕະພັນອາຫານ
ທີ່ນໍາເຂົ້າ ຈາກຕ່າງປະເທດ

ຂ້າພະເຈົ້າ/ທ້າວ/ນາງ ຜູ້ຮ້ອງຊື່	ຕຳແໜ່ງ ຜູ້ຮ້ອງຊື່
ບໍລິສັດ/ໂຮງງານ/ຮ້ານ ຊື່ ທີ່ ສະຖານທີ່	
ໄດ້ຮັບອະນຸຍາດໃຫ້ສ້າງຕັ້ງບໍລິສັດ/ໂຮງງານ ຫລື ຕົວແທນຈໍາໜ່າຍ ຕາມໃບທະບຽນເລກ ທີ່ ຊື່ ວັງວັນທີ ເຊິ່ງມີສະຖານທີ່ປະກອບທຸລະກິດ: ຖະໜົນ.....ເຮືອງເລກ ທີ່..... ໜ່ວຍ.....ບ້ານ.....ເມືອງ.....ແຂວງ.....ປະເທດ..... ໂທລະສັບ.....	
ອາຫານກະປອງ ຫຼື ຜະລິດຕະພັນ ຊື່ ທີ່ ຂໍນຳເຂົ້າ	ເຄື່ອງດື່ມ ຫຼື ຜະລິດຕະພັນ ຊື່ ທີ່ ຂໍນຳເຂົ້າ
ເຂົ້າໝົມເຂົ້າຈີ່ ຫຼື ຜະລິດຕະພັນ ຊື່ ທີ່ ຂໍນຳເຂົ້າ	ເຄື່ອງດື່ມມີເຫລົ້າ ຫຼື ຜະລິດຕະພັນ ຊື່ ທີ່ ຂໍນຳເຂົ້າ
ສ່ວນປະກອບຂອງອາຫານ: ຕ້ອງແຈ້ງເປັນມາດຕາ ເມຕຣິກໃນ 1 ຫົວໜ່ວຍ ຫລື ເປັນສ່ວນຮ້ອຍ: ສ່ວນປະກອບອື່ນໆ:	
ລັກຊະນະການຫຸ້ມຫໍ່ ແລະ ຂະໜາ ຫຼື ຜູ້ຮ້ອງຊື່ ຊື່ ທີ່ ຂໍນຳເຂົ້າ	
ກຳນົດການໃຊ້ ຫລື ມີ ຜະລິດຕະພັນ ຊື່ ທີ່ ຂໍນຳເຂົ້າ	

申請企業・工場・店の
概要（登記番号・住所・
電話番号など）

食品の種類


食品成分

ເອກະສານອັດຕິດ:

1. ໃບຢັ້ງຢືນຄຸນນະພາບ (Health Certificate)
2. ໃບຢັ້ງຢືນຜົນວິເຄາະດ້ວຍວິທີການກວດກາ: (ຂໍ້ນໍາແຕ່ລະຊະນິດຂອງອາຫານ)
 - Analysis Certificate
 - Microbiology Certificate
 - Filth and Extraneous Matter Certificate
 - Mycotoxin Certificate
 - Certificate of age
 - Phyto sanitary Certificate
3. ໃບອະນຸຍາດໃຫ້ຂາຍທົ່ວໄປຂອງປະເທດຜູ້ຜະລິດ ຫລື ປະເທດ ສົ່ງອອກ (Certificate of Free Sale)
4. ສະຫວາກຜະລິດຕະພັນຂຽນເປັນພາສາລາວ
5. ຕົວຢ່າງຜະລິດຕະພັນອາຫານ ທີ່ບັນຈຸຢູ່ໃນຫົວໜ່ວຍມັດຕະຖານ ວຽງຈັນ, ວັນທີ

ຜູ້ຮ້ອງຊື່

図1 食品登録申請書（輸入食品用） 所定フォーム
出典：保健省食品薬品局ウェブサイト


ສາທາລະນະລັດ ປະຊາທິປະໄຕ ປະຊາຊົນລາວ
 ສັນຕິພາບ ເອກະລາດ ປະຊາທິປະໄຕ ເອກະພາບ ວັດທະນະຖາວອນ

ແຂວງ.....
 ເມືອງ.....
 ໂຮງງານ.....
 ໂທລະສັບ.....

ຄຳຮ້ອງຂໍຈັດທະບຽນ
ຜະລິດຕະພັນອາຫານທີ່ຜະລິດພາຍໃນປະເທດ

ຮຽນ: ທ່ານຫົວໜ້າກົມອາຫານ ແລະ ຍາ ກະຊວງສາທາລະນະສຸກ ທີ່ນັບຖື
 ເລື່ອງ: ຂໍອະນຸຍາດຈັດທະບຽນຜະລິດຕະພັນອາຫານ ທີ່ຜະລິດພາຍໃນປະເທດ

- ອີງຕາມ ຂໍ້ກຳນົດວ່າດ້ວຍການຈັດທະບຽນອາຫານ ສະບັບເລກທີ 1600/ກຊສ, ວົງວັນທີ 25/11/1994.

ຜູ້ຮ້ອງຂໍ ຊື່ ທ້າວ ຫວີ ນາງ..... **ຍຸດທະສາດ** ບໍລິສັດ/ໂຮງງານ.....
ຕຳແໜ່ງ ທີ່ເຮັດວຽກ..... **ຊື່ ບໍລິສັດ/ໂຮງງານ**.....
 ໄດ້ຮັບອະນຸຍາດສ້າງຕັ້ງ ເລກທີ..... ວົງວັນທີ.....
 ເຊິ່ງມີສະຖານທີ່ປະກອບທຸລະກິດ ຖະໜົນ..... ເຮືອນເລກທີ.....
 ໜ່ວຍ..... ບ້ານ..... ເມືອງ.....
 ແຂວງ.....

ຂໍອະນຸຍາດຈັດທະບຽນຜະລິດຕະພັນອາຫານ ເຊິ່ງມີລາຍລະອຽດດັ່ງນີ້:

- ຊື່ຜະລິດຕະພັນອາຫານ: **ຜະລິດຕະພັນອາຫານ**
 ທະບຽນ: **ຜະລິດຕະພັນອາຫານ**
- ປະເພດອາຫານ: **ອາຫານ**
- ລູກຊາຍສູບພາບຂອງອາຫານ: **ອາຫານ**
- ລູກຊາຍສູບພາບຂອງອາຫານ: **ອາຫານ**
- ສ່ວນປະກອບຂອງອາຫານ (ຕ້ອງແຈ້ງເປັນມາດຕາເມເຕຣິກ ໃນ 1 ຫົວໜ່ວຍ ຫລື ເປັນສ່ວນຮ້ອຍ)
 ຊື່ຂອງວັດຖຸປະກອບ..... ປະລິມານວັດຖຸ.....
 1.....
 2.....

3..... **ຜະລິດຕະພັນອາຫານ**
 6. ລູກຊາຍສູບພາບຂອງອາຫານ: **ອາຫານ**
 7. ກຳນົດການນຳໃຊ້.....

ດັ່ງນັ້ນ, ຈຶ່ງຮຽນສະເຫນີມາຍັງທ່ານ ເພື່ອພິຈາລະນາຕາມທາງຄວບຄັ້ວຍ.
 ທີ່..... ວັນທີ.....
 ຂາຍເຊັນເຈົ້າຂອງຜະລິດຕະພັນ.....

ເອກະສານຫ້ວຍຕິດ:

- ກຳນົດການປຸງແຕ່ງ (ຖ້າມີການປຸງແຕ່ງ)
- ສະຫຼຸດກະຊວງຜະລິດຕະພັນ (ຂະໜາດ, ເນື້ອໃນ ແລະ ສູບລູກຊາຍ)
- ໃບຢັ້ງຢືນສຸຂະພາບກົມກຳລັງ
- ໃບອະນຸຍາດສ້າງຕັ້ງ ຫລື ດຳເນີນທຸລະກິດ
- ຕົວຢ່າງຜະລິດຕະພັນອາຫານ ທີ່ຢູ່ຫົວໜ່ວຍມັດຫໍເຕີມ.
- ແຜນວາດທີ່ຕັ້ງຂອງໂຮງງານ/ສ້ານ/ບໍລິສັດ
- ແຜນວາດຂອງໂຮງງານ

申請企業・工場・店の
 概要（登記番号・住所・
 電話番号など）

食品成分

図 2 食品登録申請書（国産食品用） 所定フォーム（出典：保健省食品薬品局ウェブサイト）

第3章 電子商取引（e コマース）関連法について

広域インターネットおよびモバイル端末の普及、富裕層・中間層の所得向上などにより、ラオスでの電子商取引は徐々に増加している。Facebook や Instagram、WhatsApp などを通じて、衣料品・化粧品・食品などが活発に売買されている。先進諸国では主流となっている通販サイト（＝オンライン上で決済まで含むサービス）の利用は、クレジットカード普及率の低さやサイト利用の難しさから限定的となっている。

ラオスでの一般的な越境電子商取引は、タイからの製品購入である。ラオス語とタイ語は同じ語群に属し、方言ほどの違いしかなく、ほとんどのラオス人はタイ語を理解するため、日用品から美容・健康製品、家具や建材など多岐にわたってタイから物品を購入している。以下に、衣料品売買の流れの一例を示す。

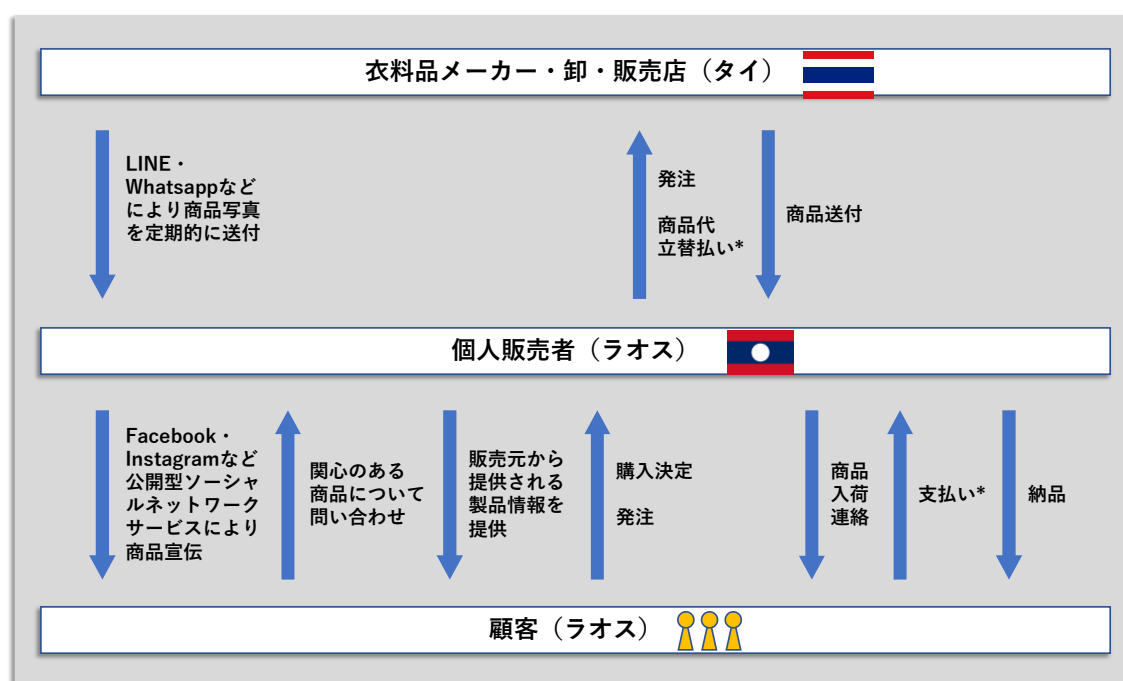


図1 タイーラオス間の衣料品電子商取引の流れ
(ジェトロ作成)

* 支払いは現金決済。銀行送金および対面支払いができない個人販売者・顧客は、集金支払代行業者（多くは個人によるものと推察される）に手数料を払って決済を行う。販売元－個人販売者間、個人販売者－顧客間の支払いのタイミングや回数はさまざま、上図は一例である。

個人販売者による例えば Facebook を利用した商品宣伝のように、オンライン決済を伴わないかたちでの電子商取引は、若い層を中心として広がり始めているが、電子商取引を直接管理する特定の法律はいまだ存在せず、電子商取引業者としての登録企業も消費者センターのような機関も存在しない。関連省庁である商工省と郵便・電気通信省のどちらが主幹省庁かも決まっていないのが実態である。よって、代金未払いや商品の虚偽広告・不具合など、現場では問題が多々生じているものの、多くは被害者が泣き寝入りして終わっているのが現状である。

ラオスの国家開発の土台である第 8 次社会経済開発計画（2016-2020）では、セクター横断の優先課題として情報通信技術の幅広い適用を掲げており、電子商取引の促進も明記されている。優先取り組み事項の一つに、国内地域間および諸外国との統合を視野に入れた、電気通信およびインターネットに関する法整備を挙げている（第 2 部第 6 章 7.2.2）。

2018 年 3 月現在、電子商取引に特化してはいないが、関連する法律には以下のものがある。

- ① 2010 年 6 月 30 日付 消費者保護法
- ② 2011 年 12 月 11 日付 改正電気通信法
- ③ 2012 年 12 月 7 日付 電子取引法
- ④ 2015 年 7 月 15 日付 サイバー犯罪法
- ⑤ 2016 年 11 月 7 日付 情報通信技術法
- ⑥ 2017 年 11 月 7 日付 決済システム法

2012 年 12 月 7 日に発出された「③電子取引法」では初めて電子商取引という文言が記載され、来るべき電子商取引の本格化に向けた一歩となった。本法第 20 号第 4 条では、「国家は電子取引の重要性を認識し、電子商取引、行政手続き、その他の電子取引を促進し支援する」と規定している。同法では、電子的手段に基づき交わされる契約（第 2 部第 1 章）、電子データによるメッセージ（第 2 部第 2 章）、電子書類（第 2 部第 3 章）、電子的署名（第 3 部）、電子情報を扱う仲介者（第 5 部）などについての条項を定めており、電子商取引もそれら条項の対象となる（2017 年 11 月商工省輸出入局への聞き取りより）。

電子取引法では、電子商取引の要の一つであるオンライン上の決済に関する条項は規定されていなかったが「2017 年決済システム法」では QR コードを含む決済についても一部規定された。

2017 年 8 月には、アジア開発銀行からのローンによりオンライン商取引のポータルサイト“PLAOSME”が開設された（サイト URL : www.plaosme.com/）。同サイトは、商工省輸出入局およびラオス商工会議所の主導により実現したもので、電子商取引を通じたラオスの中小零細企業のアジア市場へのアクセスの強化を目的としている。ラオス企業は販売者登録が、外国企業はバイヤー登録が無料で可能。ラオス産のコメ・コーヒー・茶・家具・宝石・絹製品・手工芸品など 80 社強 300 商品以上の情報が英語・ラオス語で掲載されており、オンライン上での問い合わせや見積り

依頼ができる。一方、オンライン決済による発注システムは整備されておらず、「オンライン商取引ポータル」としては改善の余地が残されている。



図3 オンライン商取引ポータルサイト「PLaosme」トップ画面
(出典：アジア開発銀行 <http://www.plaosme.com/>)

ラオスにおける電子商取引は今後一層加速すると予想され、電子商取引産業はラオス政府の新たな歳入源として大きな可能性を秘めており、早期の法整備が望まれる。

第4章 輸出可能木製品リストの改正について

国土面積の半分近くを森林が占めるラオスでは、木材および家具などの木製品は電力・鉱物に並ぶ基幹輸出製品であり、2015年度の輸出額は9億4,000万ドル、輸出総額の24.5%を占めていた。一方、大規模な伐採や隣国への違法な輸出が急増し、その社会的経済的影響を憂慮したラオス政府は、2016年5月13日付で「木材伐採・木材輸送・木材ビジネスの管理と監督の厳格化に関する首相命令第15号」を発令し、あらゆる未加工・半加工木材の輸出を禁止するという強い措置を導入した。同年10月3日には「輸出可能・輸出禁止木製品リストの承認に関する商工大臣合意第1833号」が発出され、一部の加工済み木製品についても輸出が禁じられることとなった。その結果、ラオスからの木材・木製品の輸出は大きく落ち込み、2016年度の輸出額は前年度から59.9%の減少、全輸出額の9.8%にまで下がるに至った。

本措置に対して、ラオス国内の関係各社からは規制緩和に対する政府への強い要望が度々なされると同時に、国境検問所での木材の違法輸出の取り締まり強化などの対策がある程度功を奏したこともあり、2018年1月3日付で商工省工業手工業局 (Department of Industry and Handicraft) より「輸出可能木製品リストの承認にかかる商工省決定第2号」が発出され、規制緩和がなされる

こととなった。第 1833 号大臣合意で定められる輸出可能木製品リストの改正版にあたる。旧リストから新たに 13 品目が輸出可能になり、9 品目の輸出可能最大サイズが拡大されている。特に、ラオスで操業している日本企業が取り扱う白炭、材木については、天然林を伐採地とするものも許可されており、大幅な規制緩和となっている。

改正版リストでは、輸出可能な木製品が木の種類別に 3 分類されており、旧リストと比べてよりわかりやすいものになっている（リスト 1：天然木製品、リスト 2：植林木製品、リスト 3：竹・ラタン製品）。以下に、各リストを示す。

表 1 輸出可能な木製品リスト 1 天然木製品

HS コード	リスト内番号	名称	最大サイズ (cm)			旧リストからの追加・サイズ変更
			厚み	横	長さ	
44.01	1. 木質ブリケット・ペレット					
4401.22.00	1.1	木質ブリケット	-	-	-	
4401.31.00	1.2	木質ペレット	-	-	-	
4402.90.90	2. 炭					
	2.1	白炭	-	-	-	旧リストでは植林木・回復林木の原料限定であったが、改正版ではリスト 1(天然木)へ追加。
	2.2	オガ炭	-	-	-	
4409.29.00	3. 内装用寄せ木張り床材、フローリング材					
	3.1	寄せ木張り床材				
	3.1.1	ソリッドタイプ	≤ 2.5	≤ 20	≤ 100	
	3.1.2	FJL タイプ	≤ 2.5	≤ 20	≤ 100	
	3.1.3	モザイクタイプ	≤ 2.5	≤ 50	≤ 50	
	3.2	フローリング				
	3.2.1	OPC 床材	≤ 2.5	≤ 20	無制限	長さが 400 cm 以下から無制限に変更。
	3.2.2	UNI 床材	≤ 2.5	≤ 20	無制限	
	3.2.3	FJL 床材	≤ 2.5	≤ 20	無制限	
	3.2.4	複合床材	≤ 2.5	≤ 20	無制限	
	3.2.5	デッキタイル	≤ 3	≤ 50	≤ 50	
	3.3	壁、天井パネル				
	3.3.1	V 天井パネル	≤ 1.5	≤ 20	≤ 400	
	3.3.2	FJL 天井パネル	≤ 1.5	≤ 20	≤ 400	
	3.3.3	エンジニアリングパネル	≤ 1.5	≤ 20	≤ 400	
	3.3.4	ウッドパネル	≤ 3.5	≤ 20	≤ 400	厚みが 3 cm 以下から変更。
	3.4	フィンガージョイント	≤ 5	≤ 10	≤ 600	

HS コード	リスト内番号	名称	最大サイズ (cm)			旧リストからの追加・サイズ変更
			厚み	横	長さ	
4. 合板						
4410.11.00	4.1	パーティクルボード	≤5	≤122	≤244	
4411.00.00	4.2	MDF ボード	≤5	≤122	≤244	
	4.3	ファイバーボード	≤5	≤122	≤244	
4412.99.00	4.4	ベニヤポリウッド	≤5	≤122	≤244	
4412.94.00	4.5	ブロックボード	≤5	≤122	≤244	
4412.94.00	4.6	FJL ラミネートボード	≤5	≤122	≤244	
4412.99.00	4.7	テーブル用ラミネートボード	≤5	≤100	≤600	
5. 木製の額縁、箱、工具など						
4414.00.00	5.1	絵画、写真、鏡用の木製額縁	-	-	-	
4415.00.00	5.2	木製の箱、ケーブルドラム、パレット	-	-	-	
4415.10.00	5.2.1	木製の箱	-	-	-	
4415.20.00	5.2.2	木製パレット、トレイ	-	-	-	
4416.00.10	5.3	木製の樽、桶	-	-	-	
4416.00.90	5.3.1	桶	-	-	-	
	5.3.2	樽	-	-	-	
4417.00.90	5.4	木製工具、工具の持ち手	-	-	-	
4417.00.10	5.4.1	木製工具、ブラシ	-	-	-	
	5.4.2	シューキーパー、靴の木型	-	-	-	
6. 木製建具、建築用木工品						
4418.10.00	6.1	窓	-	-	-	
	6.1.1	窓枠 (組立用)	≤6	≤612	≤6250	厚みが 5 cm 以下、幅が 10 cm 以下から変更。
		6.1.2	窓	≤3.5	≤100	≤200
4418.20.00	6.2	ドア	-	-	-	
	6.2.1	ドア枠 (組立用)	≤6	≤12	≤250	厚みが 5 cm 以下、幅が 10 cm 以下から変更。
		6.2.2	ドア	≤2.5	≤100	≤250
	6.2.3	台所用ドア	≤3	≤50	≤80	長さが 40 cm 以下から変更。
4418.50.00	6.3	屋根板	≤2.5	≤20	≤50	
	6.4	フェンス	≤2.5	≤15	≤180	
4418.71.00	6.5	モザイクフローリングパネル	≤3	≤150	≤150	
4418.72.00	6.6	小角材	≤9	≤9	≤450	長さが 150 cm 以下から変更。
	6.7	材木	≤3	≤12	無制限	新規追加
	6.8	階段	-	-	-	
	6.8.1	水平階段板	≤3.5	≤30	≤150	

HS コード	リスト内番号	名称	最大サイズ (cm)			旧リストからの追加・サイズ変更
			厚み	横	長さ	
	6.8.2	垂直階段板	≤ 2.2	≤ 22	≤ 150	
	6.9	手すり	-	-	-	
	6.9.1	手すり用材木 (円形、直径 12 cm 以下)	-	-	≤ 120	新規追加
	6.9.2	手すり用材木 (角形)	≤ 12	≤ 12	≤ 120	新規追加
7. 木製工芸品						
4419.00.00	7.1	テーブルウェア、キッチンウェア	-	-	-	
	7.2	まな板	-	-	-	
	7.2.1	まな板 (長方形)	≤ 5	≤ 30	≤ 50	
	7.2.2	まな板 (円形)	≤ 5	-	-	
	7.2.3	まな板 (正方形)	≤ 5	≤ 30	≤ 30	7.2.1 と区別して新規追加
4420.10.00	7.3	彫刻品	-	-	-	
	7.3.1	彫刻品 (90%以上の彫刻)	≤ 5	≤ 30	≤ 200	新規追加
4421.10.00	7.4	ハンガー	-	-	-	
4421.90.10	7.5	ミシンの糸巻き	-	-	-	
4421.90.20	7.6	マッチの軸木	-	-	-	
4421.90.94	7.7	爪楊枝	-	-	-	
4421.90.99	7.8	数珠、鉛筆	-	-	-	
	7.9	木楽器	-	-	-	
8. 木製家具						
9401.61.00	8.1	ソファ	-	-	-	
	8.2	椅子 (完成品・組立用)	-	-	-	
9403.60.10	8.3	テーブル	-	-	-	
	8.3.1	木のテーブル (完成品・組立用)	-	-	-	新規追加
	8.3.2	天然材木の丸テーブル (直径 120 cm 以下)	≤ 5	-	-	新規追加
	8.4	キャビネット (完成品・組立用)	-	-	-	
	8.5	ベッド (完成品・組立用)	-	-	-	
9403.00.00	8.6	装飾家具	-	-	-	
9403.30.00	8.6.1	事務所用家具	-	-	-	
9403.40.00	8.6.2	台所用家具	-	-	-	
9403.50.00	8.6.3	寝室用家具	-	-	-	

表2 輸出可能な木製品リスト2 植林木製品

HSコード	リスト内番号	名称	最大サイズ (cm)			旧リストからの追加・サイズ変更
			厚み	横	長さ	
4402.90.90	1. 木炭					
	1.1	木炭 (全サイズ)	-	-	-	新規追加
4404.10.00	2. たが材、杭、柵、棒、ひき立て材					
	2.1	たが材、杭、柵、棒 (直径 12 cm 以下)	-	-	-	
	2.2	ひき立て材	≤5	≤55	≤200	
4404.20.10	3. 沈香の木片					
4405.00.10	4. 木毛、木粉					
44.08	5. 合板、突板					
	5.1	ベニヤ合板	≤0.6	≤050	≤300	新規追加
	5.2	突板	≤0.6	≤50	≤300	新規追加
44.09	6	S4S (四面鉋かけ加工済み) フローリング材	≤5	≤20	≤600	新規追加
4415.00.00	7	木製パレット	≤5	≤15	≤200	

表3 輸出可能な木製品リスト3 竹・ラタン製品

HSコード	リスト内番号	名称	最大サイズ (cm)			旧リストからの追加・サイズ変更
			厚み	横	長さ	
9403.81.00	1. 竹・ラタン製品					
	1.1	竹製品	-	-	-	
	1.1.1	竹製の家具・装飾品	-	-	-	
	1.1.2	竹製の編み製品	-	-	-	
	1.1.3	竹製品	-	-	-	
	1.2	ラタン製品	-	-	-	
	1.2.1	ラタン製家具	-	-	-	
	1.2.2	ラタン製編み製品	-	-	-	
	1.2.3	その他のラタン最終加工品	-	-	-	

(表1~3 出典：2018年1月3日付 輸出可能木製品リストの承認に係る商工省決定第2号)

第5章 建設用重機の環境・安全性関連規制について

ラオスは現在、観光開発・都市開発・インフラ整備に伴う建設ラッシュが続いており、街の至るところで工事現場・建設現場を目にする。工事・建設において多用されるクレーン、ブルドーザー、掘削機、ショベルカーなどの重機について、排気ガス・騒音・振動などの環境影響要因については天然資源環境省が、安全性については公共事業運輸省が管理することとなっている。

(1) 天然資源環境省による、排ガス・騒音・振動に関する規制

2012年に施行された「改正環境保護法」では以下のとおり、工事や建設にかかわる者は自らが発生させ得る環境影響要因に対して、「国家環境基準」および「国家汚染管理基準」を満たす対策を講じる必要があると定めている（第25条・第32条）。

2012年12月18日付改正環境保護法

【第25条】汚染物質を排出する、道路・橋・給水・電化・灌漑・空港・建造物および工場の建設や改修にかかわる個人・法人・事業者は、国家環境基準が定める、毒性化学物質・煙・埃・振動・騒音・光・悪臭・廃棄物および攪乱要因が引き起こす環境への影響を予防もしくは回復するための対策を講じねばならない。

【第32条】政府は、天然資源環境省が他関係省庁と協議のうえ政府に提案する内容に基づき、個人・法人・組織が許可を得て大気中・土壌・水中に排出する汚染物質の濃度に関する国家汚染管理基準を特定する。

「国家環境基準」は2009年に初版が制定され、2017年2月7日付で改正版が制定された（右図）。重機に特定した基準は定められておらず、車両に対する基準が適用される。「国家汚染管理基準」は2015年2月11日付で発出された汚染管理に関する省則第745号が該当するが、同則では具体的な基準を定めていない（2017年11月の天然資源環境省汚染管理局副局長への聞き取りでは、具体的な基準を現在策定中とのこと）。

改正国家環境基準が定める各種基準は下表のとおりである。
排気ガスは新規車両と中古車両で区別される（表1・表2）。



（出典：天然資源環境省）

表 1 新規車両の排気ガス管理基準 (第 7 条 7.1)

	一酸化 炭素	炭化 水素	—	酸化 窒素	粒状 物質	煙	測定 単位
	CO	HC	HC+N O _x	NO _x	PM	Smoke	
重量 1,305 Kg 以下の車両	0.5	-	0.3	0.25	0.025	-	g/km
重量 1,305 ~ 1,760 Kg の車 両	0.63	-	0.39	0.33	0.04	-	g/km
重量 1,760 Kg 以上の車両	0.74	-	0.46	0.39	0.06	-	g/km
大型トラック	1.5	0.46	-	3.5	0.02	0.5	g/kWh

(注：バスを除くディーゼル車両の基準のみ抜粋)

表 2 中古車両の排気ガス管理基準 (第 7 条 7.2)

汚染物質	基準値	測定装置	測定方法
黒煙	50%	フィルターシステム	無負荷で最高回転まで加速
	45%	不透過率システム (オパシメータ)	
	40%	フィルターシステム	最高出力回転の 60%回転、ダイナモメータ上で一定速走行
	35%	不透過率システム (オパシメータ)	

(注：重機が該当するディーゼル車両の基準のみ抜粋)

騒音については、一般騒音基準 (表 3) をもとに、車両を対象とした騒音基準が定められている (表 4)。

表 3 一般騒音基準 (第 15 条)

最大騒音レベル	115 デシベル (dB(A)) 以下
24 時間の等価騒音レベル	70 デシベル (dB(A)) 以下

表 4 車両に対する騒音基準 (第 15 条 15.2)

車両の種類	基準
ディーゼル車両	7.5 メートル位置での測定 : 85 デシベル (dB(A)) 以下
	0.5 メートル位置での測定 : 100 デシベル (db(A)) 以下

(注 : 重機が該当するディーゼル車両に関する基準のみ抜粋)

振動についての基準は表 5 のとおり、測定方法は表 6 に示す 2 種類が指定されている。

表 5 採鉱および爆破を伴う採掘における振動基準 (第 16 条)

振動数 (ヘルツ)	振動速度 (mm/s)	振動変位 (mm)
1	4.7	0.75
2	9.4	0.75
3	12.7	0.67
4	12.7	0.51
5	12.7	0.40
6	12.7	0.34
7	12.7	0.29
8	12.7	0.25
9	12.7	0.23
10	12.7	0.23
11	13.8	0.20
(中略)		
21	26.4	0.20
(中略)		
31	39.0	0.20
(中略)		
40	50.8	0.20

表 6 振動の測定方法 (第 16 条 16.1)

測定器の設置場所	測定方法
地面に振動測定器を設置	振動源での振動との共振の影響を極力避けるような場所で測定する。
建物近傍のコンクリート床に振動測定器を設置	振動源の地面と同じ、もしくは 0.5 メートル以下の高さにあるコンクリート床で振動を測定。測定器が滑らないように固定する。

(表 1~6 出典：天然資源環境省改正国家環境基準)

これら環境影響要因の発生基準については、改正環境保護法第 95 条で違反者に対する警告・罰金・処罰に関して規定されている。また、2011 年に制定された環境影響評価ガイドラインにおいても、インフラ事業等における環境影響要因の特定、建設前・建設中・事業実施中・撤退時における各要因の影響度の測定・評価、モニタリング計画および環境への悪影響の低減対策の策定と実施を義務付けている。

(2) 公共事業運輸省による安全性に関する規制

安全性については、実質的な規制はほとんど導入されていないのが実態である。重機を他国から輸入する際には、公共事業運輸省からの技術証明書の取得が必要であるが、現在ラオスにはテストセンターがないため、機械の適切な原産地証明があれば技術証明書を発出している。唯一の規定として、2012 年 11 月 11 日付のラオス国内使用のため輸入される「車両および車両部品に関する技術規制第 4312 号第 5 条」にて、輸入可能な重機は製造後 8 年以内もしくは稼働時間が 2 万時間以内と定めている。重機の車検制度もいまだ運用されておらず、整備不良の重機も多用されている(2017 年 11 月公共事業運輸省運輸局車両機械管理課への聞き取りより)。

(3) その他規制

機械が放射する不要な電磁波の削減、およびほかの機械が放射する電磁波の影響の防御について定める「EMC (Electromagnetic Compatibility : 電磁環境両立性) 規制」は、科学技術省が管理する国家基準 (National Standard) に該当し、同基準の順守は任意である (2014 年 7 月 18 日付「改正基準法第 22 条」)。ラオスでは重機など特定の品目に関する具体的な EMC 規制はまだ定められていない。

第6章 工場の廃棄物規制について

ラオスでは、タイや中国などの近隣国と比較して低い賃金、豊富な水・電力、政治・治安の安定などを背景に、現地企業や外国企業による製造業・軽工業への投資が盛んに行われている。日本企業の進出も徐々に増加し、安全靴やスーツ・シャツ、ウィッグ、寝具、電子部品などの製造を行っている。

ラオスで工場を操業する場合、環境への配慮の観点から特に留意すべき法規制は、2015年2月11日付で天然資源環境省より発出された「有害廃棄物管理および汚染管理に関する省則第744号」、および2017年2月7日に同省より発出された「改正国家環境基準」である。工場を操業する企業は、これらで定められた有害物質・大気汚染物質・水質汚染物質の廃棄基準を順守する必要がある。

(1) 有害物質

有害廃棄物管理および汚染管理に関する省則第744号では、バーゼル条約²に基づき表1の7物質を有害廃棄物と定め、有害性の判断基準を表2のとおり定めている。

表1 有害廃棄物

1. 爆発性があるもの	5. 感染性があるもの
2. 引火性があるもの	6. 腐食性があるもの
3. 酸化作用があるもの	7. 生態系に対する有毒性があるもの
4. 有毒もしくは健康に有害なもの (急性、慢性、刺激性、発がん性、変異原性)	

(出典：天然資源環境省省則第2章2.1)

表2 廃棄物の有害性の判断基準

	判断基準	基準値
1	引火点	55℃以下
2	高毒性物質の含有	0.1%以下
3	毒性物質の含有	3%以下
4	有害物質の含有	25%以下
5	重度の熱傷性がある腐食性物質の含有	1%以下
6	熱傷性がある腐食性物質の含有	5%以下
7	眼、呼吸器系、皮膚に大きな損傷を与える刺激性物質の含有	10%以下
8	眼、呼吸器系、皮膚に損傷を与える刺激性物質の含有	20%以下
9	発がん性物質の含有	0.1%以下

(出典：天然資源環境省省則第2章2.2)

² 有害廃棄物の国境を超える移動およびその処分の規制に関するバーゼル条約。1992年に発効。ラオスは2010年に加盟した。

(2) 大気汚染基準

「改正国家環境基準第」6条では、大気中への化学物質・金属物質の最大排出濃度を定めている。一般基準のほか、火力発電所、金属精製加工工場、セメント工場、石材工場、一般焼却炉、医療用廃棄物焼却炉の別にも基準を定めている。一般基準を表3に、一般焼却炉用基準を表4に示す。

表3 一般産業の大気汚染管理基準

物質	記号	汚染源	最大排出基準		単位
			燃焼なし	燃焼あり	
総浮遊粒子	TSP	ガス釜	設定なし	240	mg/m ³
		石炭		320	mg/m ³
		バイオマス		320	mg/m ³
		その他燃料		320	mg/m ³
		金属精製（鉄鋼、アルミニウム）	300	240	mg/m ³
		生産過程	400	320	mg/m ³
二酸化硫黄	SO ₂	ガス釜	設定なし	950	ppm
		石炭		700	ppm
		バイオマス		60	ppm
		その他燃料		60	ppm
		生産過程	500	設定なし	ppm
二酸化窒素	NO ₂	ガス釜	設定なし	200	ppm
		石炭		400	ppm
		バイオマス		200	ppm
		生産過程		200	ppm
一酸化炭素	CO	生産過程	870	690	ppm
硫化水素	H ₂ S	生産過程	140	110	mg/m ³
塩化水素	HCl	生産過程	200	160	mg/m ³
硫酸	H ₂ SO ₄	硫酸の生産過程	100	設定なし	mg/m ³
キシレン	C ₈ H ₁₀	生産過程	870		mg/m ³
クレゾール	C ₇ H ₈ O	生産過程	5		mg/m ³
錫	Sn	生産過程	20	16	mg/m ³
ヒ素	As	生産過程	20	16	mg/m ³
銅	Cu	生産過程	30	24	mg/m ³
鉛	Pb	生産過程	30	24	mg/m ³
塩素	Cl	生産過程	30	24	mg/m ³
水銀	Hg	生産過程	3	2.4	mg/m ³

(出典：天然資源環境省国家環境基準第6条 図6より)

表4 一般焼却炉の大気汚染管理基準

物質	記号	排出基準		単位
		焼却能力		
		1-50 トン/日	50 トン以上/日	
総浮遊粒子	TSP	400	120	mg/m ³
二酸化硫黄	SO ₂	30	30	ppm
二酸化窒素	NO ₂	250	180	ppm
不透過率	Opacity	20	10	%
塩化水素	HCl	203	37	mg/m ³
ダイオキシン	Dioxin	30	30	mg/m ³

(出典：天然資源環境省国家環境基準第6条 図6.5より)

(3) 水質汚染管理基準

「改正国家環境基準」第14条では、工場や下水、トイレ、養豚場など施設別の排水基準を定めている。一般的な工場における排水基準を表5に示す。

表5 一般工場の水質汚染管理基準

物質	記号	排出基準	単位	分析方法
水素イオン濃度指数	pH	6-8.5	なし	pHメーター
全蒸発残留物	TDS	2,500以下。工業の種類・水源により5,000まで。	mg/L	103~105℃で1時間蒸発
総浮遊物質	TSS	50以下。工業の種類・水源により150まで。	mg/L	グラスファイバーフィルター
温度	t	40℃以下	℃	温度計
色と匂い	なし	不可視	なし	目視
硫化水素	H ₂ S	1.0以下	mg/L	滴定
シアン化物	CN ⁻	0.2以下	mg/L	蒸留およびピリジンバルビツール酸
油脂類	FOG	5.0以下。工業の種類・水源により15.0まで。	mg/L	溶媒抽出
ホルムアルデヒド	CH ₂ O	1.0以下	mg/L	分光測光法
フェノール	C ₆ H ₅ OH	1.0以下	mg/L	蒸留およびアミノアンチピリン法
塩素	Cl ⁻	1.0以下	mg/L	ヨウ素還元滴定
農薬	-	検出不可	mg/L	ガスクロマトグラフィー
生物学的酸素要求量(5日)	BOD ₅	30以下。工業の種類・水源により60まで。	mg/L	アジ化ナトリウム変法。20℃で5日間。

物質	記号	排出基準	単位	分析方法
間法)				
全窒素	TKN	100 以下。工業の種類・水源により 200 まで。	mg/L	ケルダール法
化学的酸素 要求量	COD	120 以下。工業の種類・水源により 400 まで。	mg/L	重クロム酸カリウム消 化
重金属				
亜鉛	Zn	5.0 以下	mg/L	AA (原子吸光光度法) もしくは AES-ICP (ICP 発光分析法)
六価クロム	Cr ⁺⁶	0.25 以下	mg/L	
三価クロム	Cr ⁺³	0.75 以下	mg/L	
銅	Cu	2.0 以下	mg/L	
カドミウム	Cd	0.03 以下	mg/L	
バリウム	Ba	1.0 以下	mg/L	
鉛	Pb	0.2 以下	mg/L	
ニッケル	Ni	1.0 以下	mg/L	
マンガン	Mn	5.0 以下	mg/L	
ヒ素	As	0.25 以下	mg/L	水素化物発生原子吸光 光度法もしくは ICP 発光分光分析法
セレン	Se	0.02 以下	mg/L	
水銀	Hg	0.005 以下	mg/L	原子吸光光度法 (冷蒸 気式)

(出典：天然資源環境省国家環境基準第 14 条 図 14 より)

以上のとおり、国際基準を満たす各種国内基準の制定が近年特に進んでいる。しかし、基準の順守を管理監督する体制は、行政の能力・人員・資金面の制約から十分ではなく、実際には違法な廃棄や環境配慮の欠落が散見される。一方、2018 年 2 月には電気部品リサイクル工場 2 社 (1 社現地企業、1 社外国企業) に対して、環境基準を満たしていないとの理由で、永久閉鎖命令が出される³など、法規制の実質的な導入に向けたラオス政府側の動きも見受けられる。

³ 2 月 23 日付 Vientiane Times 紙より。

第7章 農業投資の関連法規制について

(1) ラオスの農業概観

持続的な経済成長と後進開発途上国からの脱却を国家開発の最優先課題の一つに掲げるラオスは、地域共同体による自給的農林水産業から工業化・近代化された産業への移行を積極的に推進している。第8次社会経済開発計画（2016～2020）が描く2020年の産業構造（全GDPに占める各セクターGDPの割合）は、農林セクターが19%、工業セクターが34.3%、サービスセクターが40.5%と、第2次・第3次産業へのシフトを明確に打ち出している。

一方、人口の約7割が就業する農林セクターは経済的・社会的文脈から依然重要な位置を占め、自給型農業から商業農業への転換、高付加価値の商品作物の生産、有機農業など近代化農業が奨励されている。2015年5月に発表された「2025年に向けた農業開発戦略および2030年ビジョン」では、農業セクターの2030年ビジョンとして、食糧安全の確保、競争力のある農作物の生産、クリーン・安全・持続的な農業を通じた農業の近代化を謳っている。

ラオスの主要な農作物はコメ、キャッサバ、サトウキビ、メイズなどであるが、近年では南部チャンパサック県のボラベン高原や、シエンクワン県の高原地域での野菜・果物の栽培が大きく増加している。ボラベン高原ではタイ、中国、ベトナムなどが大規模なプランテーションを展開しており、日本企業が運営するイチゴ農園もある。下表にラオスの主要な農作物とその生産量を示す。

表1 ラオスの主要な農作物の生産量（単位：万トン）

作物	コメ (雨期作)	キャッサバ	サトウキビ	野菜	メイズ	バナナ
生産量	341	241	202	169	125	80
作物	コメ (乾期作)	果樹	スイート コーン	スイカ	コメ (陸稲)	コーヒー
生産量	50	28	20	20	20	14

（出典：Crop Statistics Year Book 2016、農林省農業局計画協力課）

ラオスから海外への農作物の輸出額は5.1億ドル（2016年）で、総輸出額の15.2%を占める⁴。日本への農作物の輸出金額は、約3,700万ドルで、ラオスから日本への輸出総額の31.8%を占める。輸出作物は、下表のとおりコーヒー豆と木炭が全体の約8割を占めている。

⁴ “Economic and Trade Report – Lao PDR August 2017”, AICEP Portugal Global.

表2 ラオスから日本へ輸入される農作物（2016年度）

作物名	輸入額（万ドル）	シェア（%）
コーヒー豆（生豆）	1,642	44.7
木炭	1,283	34.9
香辛料	141	3.8
こんにゃくいも	50	1.4
生鮮野菜（アスパラガス）	49	1.3
総額	3,671	100

（ジェトロ作成）

（2）農業事業への投資優遇措置

2017年から施行されている「改正投資奨励法」第9条では、投資優遇を受けることができるセクターを七つ定めている。農業関連では、第2セクターのクリーン農業、無農薬農業、育種、工芸作物栽培、森林開発などと、第3セクターの環境に優しい農産品加工が該当する。第1セクターの、近代技術を使用するセクター・環境に優しいセクター・イノベーションを利用するセクターに該当する農業事業もあるであろう。いずれかのセクターに該当する農業関連事業で投資総額が12億キープ（約14万5,000ドル）以上、もしくはラオス人技術者30人以上あるいはラオス人労働者を1年以上50人以上雇用する場合には、以下の投資優遇策が適用される。

法人税の優遇（改正投資奨励法第11条）

下表のとおり、地区別・セクター別に一定期間、法人税が免除される。例えばビエンチャン都の郊外（第2地区）でオーガニック農業（第2セクター）を実施する場合には7年間の免除となる。第1・第2地区（特別経済区以外）では売上を計上した年から免除期間がカウントされ、第3地区（特別経済区）では各区の法令に従う。

表3 地区別・セクター別の法人税免除期間

投資地区 ⁵	第1・第4・第7セクターの事業	第2・第3・第5・第6セクターの事業
第1地区	10年間免除	15年間免除
第2地区	4年間免除	7年間免除
第3地区	各特別経済区の法令に従う （例：パクセジャパン中小企業専用経済特区に農作物加工・輸出事業で入居する場合、利益を計上した年から10年間免除）	

（ジェトロ作成）

⁵ 改正投資奨励法第10条で定められる地域分類で、本地区別に投資奨励が設定されている。第1地区は貧困地域、遠隔地、投資における社会経済インフラの利便性が低い地域、第2地区は投資における社会経済インフラの利便性が高い地域、第3地区は特別経済区。

関税・付加価値税の優遇（改正投資奨励法第 12 条）

生産に必要な機器、材料、原料などに対して下表の優遇が供与される。

表 4 関税・付加価値税の優遇

優遇の対象となるもの	優遇策
国内調達・生産ができない、固定資産として登録される機械や、生産に直接使用される重機車両 ⇒ 農業機械	輸入関税の免除 付加価値税の非課税
輸出用生産に使用する原料、機器、部品 ⇒ 種苗、肥料、農薬、栽培施設、加工機・選別機など	輸入関税の免除 付加価値税の非課税
輸出用の完成品や半完成品の製造のために利用される、天然資源由来ではない国内原料 ⇒ 増殖種苗、化成肥料など	付加価値税の非課税

(ジェトロ作成)

国有地のリース・コンセッション費の優遇（改正投資奨励法第 15 条）

政府が所有する国有地のリースまたはコンセッション契約により農業生産などの事業を行う場合は、上述の奨励 7 セクターに該当する場合は費用の免除を受けることができる。

表 5 政府用地のリース・コンセッション費免除期間

投資地区 ⁶	第 1・第 4・第 7 セクターの事業	第 2・第 3・第 5・第 6 セクターの事業
第 1 地区	10 年間免除	15 年間免除
第 2 地区	5 年間免除	8 年間免除
第 3 地区	各特別経済区の法令に従う	

(ジェトロ作成)

外国企業による国有地のリース・コンセッション期間は最長 50 年まで、ラオス国民から外国企業へのリースの場合は最長 30 年まで認められる。どちらの場合も状況に応じて政府の認可のもと延長が可能である。特別経済区内の土地のリースは最長 75 年で、国民議会の認可のもと延長が可能。なお、1 万ヘクタール以上の土地のリースおよびコンセッションの取得は、別途、国民議会の承認が必要となる（同法第 65 条）。

物品税の免除

改正投資奨励法に加え、2015 年 12 月 1 日付「車両物品税に関する財務大臣指示第 4050 号」で

⁶ 改正投資奨励法第 10 条で定められる地域分類で、本地区別に投資奨励が設定されている。第 1 地区は貧困地域、遠隔地、投資における社会経済インフラの利便性が低い地域、第 2 地区は投資における社会経済インフラの利便性が高い地域、第 3 地区は特別経済区。

は、トラクター・田植え機・刈り取り機・播種機など農業生産に使用する車両の物品税は免除としている。ただし、農作物の輸送車両は免税対象にはならない（第4条第8項）。

(3) 農業事業における外資規制

輸出向けの農業事業については、以下を除いて特に外資規制は存在しない。

- 生薬の原料となる天然資源の採集事業は外資参入が不可（2015年7月13日付「ラオス国籍者へ保全される職業リストに関する商工大臣令第1328号」）

- 植林および森林に関する活動、森林伐採、森林産物・種の採取、殺虫剤の製造はネガティブリスト事業に該当し、事業申請時に関係省庁の審査が必要（2012年9月11日付「事業ネガティブリスト承認に関する首相令第107号」⁷⁾

一方、農作物や農業関連資材の国内販売事業については、2015年7月13日付「外国投資家向け規制事業分野リストに関する通達第1327号」にて卸売・小売業が対象となっており、以下の出資規制があるため注意が必要である。

- 資本金 200 億キープ以上 外資 100%出資が可能
- 100～200 億キープ 外資出資比率は 70%まで
- 40～100 億キープ 外資出資比率は 50%まで
- 40 億キープ以下 外資は参入不可

さらに、昨今の急激な農業開発による環境汚染や地元住民への健康被害の顕在化をきっかけに、特定作物のプランテーションが禁止されている。2012年には天然ゴムおよびユーカリのプランテーションの新規許認可を一時停止する首相令が、2016年にはバナナプランテーションの新規開園を禁止する首相令が公布された。2018年3月現在も同首相令は撤回されておらず、当該作物農場への新規投資は凍結されている。

⁷ 2018年3月現在、改正版ネガティブリストを作成中（計画投資省法務課への聞き取りより）。

第8章 有機農業の基準と認証について

(1) ラオスの有機農業の概観

ラオスに有機農業の概念と体制が導入され始めたのは2000年代初頭からである。以前からラオスの農家の多くは経済的な理由により農薬や化学肥料を使用しない無農薬農業・自然農業を営んではいたが、体系的な有機農業の歴史は浅い。スイスのNGOであるHELVETASがラオス農林省・各県農林局と2004～2011年まで実施したPromoting Organic Farming and Marketing in Lao PDR (PROFIL)プロジェクトにより、有機農業の行政管理体制の構築や有機農業基準の策定、農家グループの組織化や販売マーケットの開設などバリューチェーンのしくみの導入が行われた。プロジェクト終了後は、JICAやスイス開発協力局、国際NGOのOxfamなどに有機農業促進の流れが引き継がれ、現在に至っている。

ラオスでは、環境保全型で化学製品を使用しない農業を、慣行農業と区別して「クリーン農業 (Clean Agriculture)」と総称しており、農業生産工程管理 (Good Agricultural Practice: GAP)、有機農業 (Organic Agriculture)、無農薬農業 (Pesticide-Free Production)、環境保全農業 (Conservative Agriculture) の4形態を含んでいる⁸。

(2) 有機農業基準と認証

上述のPROFILプロジェクトの支援を得て、2005年に、IFOAM (国際有機農業運動連盟) の「有機農業と加工の基礎基準」を土台にしたラオス独自の有機農業基準が策定された (2005年12月30日付「有機農業基準に関する農林省大臣決定第1666号」)。併せて有機認証申請マニュアルも作成されている。2008年には農林省農林局内に農業認証課が設立され、ラオスにおける有機農業認証機関が誕生した。同課による審査を通過すればラオスの有機農業認証Lao Organicを取得し、農作物・加工製品の包装に右図のロゴを表示することができる。認証は1年間有効で、問題がなければ1年毎に延長される。



ラオス農林省の
有機認証マーク

ラオス有機農業基準で定める営農方法を、1年生作物は12カ月間、多年生作物は18カ月間継続した後に認証の取得が可能である。ただし以前の化学資材の使用歴や農地の汚染状況によって、農業局がそれら移行期間を延長することもある (「有機農業基準」第9条)。

生産

原則として種苗は有機認証済みのものを使用する。入手ができない場合に限り一般種苗の使用も認められるが、化学処理 (種の殺菌、放射線処理など) は禁止である (基準第11条)。

肥料や土壌改良、病虫害・雑草の管理および作物の成長促進には、下表に示す物質・方法のみ使

⁸ 2025年農業開発戦略および2030年ビジョンより。

用が認められる。

加工

有機加工品として認証されるためには、一定割合以上の食品原料が有機認証されていなければならない。サッカリン、ホウ砂、グルタミン酸ナトリウム、合成抗酸化物質、合成保存料、合成香料、漂白剤（二酸化硫黄）の使用は禁止。使用可能な添加物・加工補助剤は本基準で定められている。

包装・ラベリング

包装材としての発泡スチロールの使用は禁止。有機認証された農作物・加工品に表示する認証マークは製品ブランド名の大きさの 3/4 を超えてはならない。水分と塩分を除いた重量の 95%以上が有機認証された材料で作られた加工品は「有機食品」として表示が可能、70%以上の場合は「有機原料食品」として表示する。

表1 ラオス有機農業基準で使用が認められる肥料・土壌改良法（基準別添1）

資材名	説明、適正な使用方法、使用制限など
(1) 無条件に使用が認められるもの	
糖蜜	緑肥を作る際の微生物の餌
微生物	ただし遺伝子組み換え生物は除く。
ドロマイト	土壌の pH 値を上げる。
キノコ肥料	キノコ生産で発生するおが屑や他の有機廃棄物
生物肥料・液肥	微生物を含むもの
緑肥	セスバニア・サンヘンブ（マメ科の1年草）など
堆肥	都市廃棄物を使用したものは禁止。
石膏	天然由来のもののみ
リゾビウム（根粒菌）	濃度 30%の砂糖水もしくはミルクパウダーを水に溶かした溶液にマメ科植物の種を浸す。空気中の窒素を取り込み、成長を促進する。
土壌改良剤	天然由来のもの もみ殻、わら、おが屑、豆のさやなど
植物・野菜の残渣	堆肥に利用。
アカウキクサ	窒素肥料として利用。
(2) 使用時に注意が必要なもの	
骨粉	リン・窒素を土壌に供給。多用による土壌のアルカリ化に注意。
シードケーキ（採油した後の種子）	窒素が豊富。直接土壌に投入すると作物に有害なため堆肥化による利用が望ましい。
もみ殻	粘土土壌の改良に利用。栄養分が少なく保水性が低い、かつ分解が遅いためほかの有機資材と混ぜて使うのが望ましい。
産業廃棄物	堆肥化に利用。ただし内容の報告が必要。
木灰・もみ殻灰	土壌の pH 値を上げる。カリウムとリンの供給源となる。多用による強アルカリ化に注意。苗には使用不可。
おが屑	土壌の通気性と保水性を改善するが、分解が遅いので堆肥化による利用が望ましい。
動物の糞	—
微量栄養素	銅、コバルト、硫酸塩、セレン、ホウ素、マンガン、モリブデン、

資材名	説明、適正な使用方法、使用制限など
	亜鉛、鉄、ヨウ素 *ただし硝酸塩・塩化物は使用不可。
天然窒素肥料	血粉、アオコ、野菜粉、ニームケーキ（ニーム油かす）、緑肥、鶏糞。土壌の窒素量を考慮して使用。
天然カリウム肥料	木灰、岩粉など
天然リン肥料	骨粉、乾燥した海藻、鶏糞・コウモリ糞、木灰、野菜種のかすなど。
鶏糞ペレット	放し飼いの養鶏場から出た糞のみ
コウモリの糞	熟成していない糞の使用は不可（熱乾燥処理したものであれば可）。含有窒素が失われるため、直射日光を避けて保存。
天然鉍物質肥料	化学処理したものは使用不可。
石灰石、泥灰土（マール）(CaCO ₃)	土壌 pH 値の改良に使用。焼石灰（CaCO ₂ ）は高活性のため土壌への使用は不可。
血粉	窒素・リン・カリウムが 12 - 1.5 - 1.6
魚の残渣	堆肥に利用。
ゴールドスネイル	（カタツムリ的一种）発酵させてホルモンとして利用。
グラファイト	—
リン鉍石	すり潰して土壌によく混ぜて利用。
火山岩	ダイオライト、ゼオライト（沸石）、パーライト、ベントナイトなど。
マグネシウム	土壌改良に利用。

（ジェットロ作成）

表 2 ラオス有機農業基準で使用が認められる病虫害・雑草の管理と成長促進の方法
（基準別添 1）

資材名	説明、適正な使用方法、使用制限など
(1) 無条件に使用が認められるもの	
粘着捕虫シート	害虫は黄色に誘引されるため黄色シートが有効。
キチン	エビやカニなど天然海洋生物由来のものに限る。
ジベレリン酸	植物成長調整剤として使用。合成物質や遺伝子組み換え物質を使用せず発酵により生成したものに限る。
微生物	遺伝子組み換え生物を除く。
マリーゴールド	線虫管理の随伴作物として利用。
ココナッツ調製品	天然のホルモンとして利用。
酢	病虫害予防に希釈水を利用。
バチルス・チューリングシス	（真正細菌の一種）遺伝子組み換え物質を除く。
被覆作物	雑草や土壌侵食の予防、湿潤、保水のために利用。
輪作	病虫害、雑草の予防。
マルチング	稲わら、乾燥させた葉や草などを利用して雑草を予防。
ウイルス	NPV ウィルス（核多角体病ウィルス）など。遺伝子組み換えウィルスは不可。
カリ石鹼（軟石鹼）	アブラムシなどの吸汁昆虫の管理に利用。高温時には植物が焼けることがある。
成長刺激剤	ジベレリン酸、インドール酢酸、サイトカイニンなど天然由来のもののみ可。

資材名	説明、適正な使用方法、使用制限など
昆虫誘引剤	ミバエなどの害虫の数を減らすもの。化学農薬との併用は不可。
線虫	果樹園での蠕虫の管理に利用。
エチルアルコール	虫害管理に利用。
ホルモン	成長刺激剤として利用。
(2) 使用時に注意が必要なもの	
硫黄	殺菌に使用。ただし高温時に使用すると葉が焼ける可能性がある。
硫酸銅	殺菌に使用。18リットルの水に19グラムの硫酸銅を混ぜた溶液に種を浸す。コメの場合は24時間浸し発芽前に洗浄する。
重曹	殺菌・防カビに使用。1リットルの水に5～10グラムを混ぜる。
過マンガン酸カリウム	殺菌に使用。7リットルの水に7グラムを混ぜる。
益虫(捕食・寄生)	虫害の生物学的管理法
ボルドー液	防カビ・防菌に利用。土壌中の銅の過剰蓄積に注意。硫酸銅・焼石灰・水の割合は、 一般作物 40 : 40 : 1 銅に敏感な作物 40 : 120 : 4 短命作物 10 : 30 : 4 混ぜた後はすぐに使用。多肉植物には有害なことがある。
ブラスチック	果実の防護や土壌のマルチングなどに利用。
防虫植物・防虫菊	シトロネラなど
タバコ	播種前に種を浸すと防虫効果がある(半数致死量=50)。純ニコチンは熱血動物に極めて有害なため使用禁止。
デリス属植物	甲虫・蠕虫・ハエに有効(半数致死量=132)。葉野菜の場合は利用後7日間は収穫しないこと。魚類など冷血動物には有害なため注意。肌への刺激性あり。
ナトリウム石鹼(固形石鹼)	軟石鹼より効果は低く、土壌に悪影響を及ぼす場合がある。
植物抽出物	益虫に有害な植物抽出物もあるので注意。
ニーム	虫害管理に利用。

(ジェットロ作成)

第9章 労働安全衛生関連法について

ラオスにおける労働の安全・職場の衛生・従業員の健康に関する法律は、2013年に施行された改正労働法および社会保障法であり、管轄省庁は労働社会福祉省である。「改正労働法」の第8章「労働職業安全および健康」第117～129条、「社会保障法」の第4章「業務上の怪我、職業病およびその他の事故に対する補償」が該当する。2006年施行の旧労働法では職業病および業務時の事故についてのみ規定していたが、「改正労働法」ではより包括的な内容となっている。併せて、雇業者の義務も新規に複数追加されている。以下に改正労働法の主要条項を示す。

表1 改正労働法における労働安全衛生に関する主要条項

条項	主題	主な内容
第119条	雇業者の義務	<ul style="list-style-type: none"> ・職場、使用資機材等の安全性の確保および健康被害の防止。 ・年に一度の安全健康リスクの評価および労働行政局（Labor Administration Authority）への報告。 ・国際基準に則った安全装備の提供。 ・年に一度の、安全・健康・職業病予防などに関するトレーニングの実施。 ・労働安全・健康に関する責任者の配置。
第120条	従業員の義務	<ul style="list-style-type: none"> ・職場において安全・健康に害のある要因を発見した際の、責任者への通知。 ・雇業者が対策を講じない場合の、労働行政局・関連政府機関・関係機関への通知。
第121条	企画者・生産者・輸入者・サプライヤー・設置者の義務	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材・材料の適正使用の徹底および使用者の安全・健康の確保。 ・適切な設置方法、危険性、危険予防方法に関する情報の提供。
第122条	リスク評価および内規の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な安全健康リスクの評価および、年に一度以上の労働行政局への報告義務。 ・職場の安全・健康に関する内規の策定および、労働組合、従業員代表、もしくは過半数の従業員との合意の義務。
第123条	労働安全および健康責任者・部門の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員100人以下の企業：1人以上の安全健康責任者 ・建設業および採鉱業の企業：1人以上の責任者 ・従業員100人以上の企業：安全健康責任部門、および必要に応じて委員会の設置 <p>責任者は、関連知識を有するか、関連研修を受講する</p>

条項	主題	主な内容
		か、関連学位を有するか、労働行政局が認可する労働安全・健康に関する団体からの証明書を有する必要がある。
第 124 条	医療スタッフの配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郊外もしくは遠隔地に位置する従業員 50 人以上の企業：医療従事者の配置 ・ 従業員 50 人以下の企業：薬箱の常備および 1 人の基礎看護担当者の配置
第 125 条	労働事故の記録と報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員が 4 日以上の上の休業を必要とする職場事故が発生した際の、雇用者による詳細な事故原因の記録および労働行政局への報告義務。 ・ 従業員の大怪我・死亡に至る職場事故、職業病が発生した際の、発生から 3 日以内の雇用者による労働行政局への報告義務。
第 126 条	従業員の健康診断	・ 年に一度、あるいは危険地域もしくは夜勤の場合は年に二度以上の健康診断の実施義務。
第 128 条	労働事故・職業病の被害者に対する扱い	労働事故あるいは職業病による従業員の怪我・病気・死亡については、雇用者もしくは社会保障基金は、必要な治療費に加えて社会保障法で定められる補償を行う義務がある（後述）。
第 129 条	労働事故・職業病に寄らない従業員の怪我・疾病・死亡に対する給与、賃金、手当	労働事故・職業病に起因しない怪我・病気の治療およびリハビリテーションのために、1 カ月以上の休暇を必要とし、医療証明書を有する従業員は、1 年につき 30 日間まで給与もしくは賃金を得る権利がある。治療が継続する場合、社会保障法に基づき雇用者もしくは社会保障基金より傷病補償を得る。その従業員が死亡した場合、雇用者もしくは社会保障基金は、社会保障法に基づき 1 回の手当を家族もしくは相続人に支払う義務がある（後述）。

(ジェットロ作成)

上記、「改正労働法」第 128 条・129 条で定められる労働災害（労働に起因する事故・死亡・職業病）および労働に起因しない怪我・疾病・死亡については、「社会保障法」が定める国家社会保障基金（National Social Security Fund）より被保険者に対して補償がなされる。国家社会保障基金の財源として、ラオスで登記するすべての企業は従業員（＝被保険者）の被保険賃金月額額の 6% を、従業員は同 5.5% を、基金に納める義務がある（「社会保障法」第 54 条～56 条）。

補償の対象となる条件は以下の 4 点である（同法第 21 条）。2～4 については医療機関による証

明が必要である。

1. 労働災害の場合は1カ月以上、労働災害でない場合は12カ月以上、社会保障基金料を支払っている。
2. 職場、通勤、業務出張のいずれかで起きた怪我により業務能力を損失した、あるいは精神障害を発生した。
3. 職務の実行により継続的な職業病が発生している。
4. 労働事故、職業病、労働に起因しない事故や疾病により内臓もしくは手足を損失した。

補償内容は下表のとおり（第24条～26条）。

表2 社会保障法で定める怪我・疾病・死亡に対する補償内容

障害の種類	社会保障基金による補償内容			
			労災の場合	非労災の場合
怪我・疾病	①休業補償		過去6カ月間の被保険給与額平均の70%を最長6カ月間	過去6カ月間の被保険給与額平均の60%を最長3カ月間
	②障害補償	月次補償 (障害等級1～5級) ※終身補償	過去6カ月間の被保険給与額平均×傷病度合い(%) ※治療等による休職から復職した場合・定年退職した場合は、補償額の50%が支給される。	過去6カ月間の被保険給与額平均の90%×傷病度合い(%) ※治療等による休職から復職した場合は、補償額の50%、定年退職した場合は同25%が支給される。
		一時補償 (障害等級6～8級)	過去6カ月間の被保険給与額平均×〇カ月×傷病度合い(%)	過去6カ月間の被保険給与額平均×〇カ月間×傷病度合い(%)
	③義肢の支給(手足の損失の場合)		労災・非労災にかかわらず、業務活動や日常生活に不便を生じる手足の損失を被った場合、義肢が支給される。	
	④介護者補償		障害等級1級の被保険者の介護者には、②障害月次補償額の70%が支給される。	
死亡	①葬儀費用補助		(1) 被保険者の死亡の場合 過去6カ月間の被保険給与もしくは年金もしくは障害補償額の12カ月分	
			(2) 被保険者の扶養家族(配偶者)の死亡の場合 過去6カ月間の被保険給与額の6カ月分	
			(3) 被保険者の扶養家族(18歳以下の子供)の死亡の場合 過去6カ月間の被保険給与額の3カ月分	

障害の種類	社会保障基金による補償内容		
		労災の場合	非労災の場合
②遺族補償		被保険期間が15年以上ある被保険者が死亡した場合に家族に対して支給される。同期間が15年の場合は被保険給与もしくは年金もしくは障害補償額の180カ月分、以降、被保険期間が2年増えるごとに1カ月分追加。	

(ジェトロ作成)

上表で「怪我・疾病」に対する②障害補償額を算出する基礎となる障害等級・障害度合いは、下表のように8段階に分類される(第22条)。

表3 傷病の度合いの分類

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
傷病の度合い	81～ 100%	71～ 80%	61～ 70%	51～ 60%	41～ 50%	31～ 40%	21～ 30%	1～ 20%

(出典：社会保障法)

第10章 従業員の採用と教育について

(1) 従業員の質に関する課題

ラオスでビジネスを行う際に大きな壁となるのが人材の質である。ジェトロが実施した「2017年度アジア・オセアニア進出日系企業実態調査⁹」では、経営上の問題点として、ラオス進出日系企業の70.4%が「従業員の質」を挙げている。この数字は調査対象の20カ国・地域の中で最大である（2位はバングラデシュで69.1%、3位はカンボジアで60.9%）。また、64.7%の企業が「人材（技術者）の採用難」を問題としている。

ラオス政府は、企業人材の質の向上は今後の経済発展に不可欠の要素として認識しており、第8次社会経済開発計画（2016-2020）では、企業内人材の技術力強化、技術職業訓練の質・量の向上など、産業に資する人材の育成を計画の柱の一つに据えている

2013年から施行されている「改正労働法」では、労働者の技能基準を5段階に設定し（第13条）、雇用者の義務として、技能開発と評価、技能基準に沿った処遇の実施などを定めている（第21～24条）。

(2) 従業員の採用と教育

工場の作業員など非熟練労働者を採用する場合は、工場周辺の張り紙や既存従業員の紹介、工場近辺の地域の村長・郡長への募集依頼などを通じて人員を確保する。一方、専門職や知的労働者、熟練技術者、管理職候補者などは、ラオスに5校ある国立総合大学、私立の単科大学やビジネススクール、技術職業訓練校などからの採用が一般的である。下表に代表的なビジネススクールおよび技術職業訓練校を示す。

表1 ラオスの代表的なビジネススクール

No.	名前	場所	特徴
1	Rattana Business Administration College	ビエンチャン都	ラオス最大規模の私立校。観光・マーケティング・マネジメント・ホテル・金融・会計などの科目がある。教師は100人以上、累計卒業生は5,000人以上。
2	ラオスビジネス商業大学 (旧 Lao Singapore Business College)	ビエンチャン都	英語、IT、経済、ビジネスなどの科目がある。生徒数は約250人。
3	Lao-American	ビエンチャン都	ラオスで最初にアメリカ国籍者が創立した

⁹ <https://www.jetro.go.jp/world/reports/2017/01/b817c68e8a26685b.html>

No.	名前	場所	特徴
	College		学校（現在はラオス資本との合弁）。英語、IT、会計など。

(ジェトロ作成)

表 2 ラオスの代表的な技術職業訓練校

No.	名前	場所	特徴
1	Pakpasak Technical College	ビエンチャン都	ラオス最大の技術訓練校。学生数は 3,000 人以上。
2	Lao-German Technical College	ビエンチャン都	自動車技術、金属機械、電子、溶接・配管、農機、産業電機などの科目を提供。企業との連携など斬新な取り組みが強み。
3	Champasak Technical and Vocational College	チャンパサック県	県唯一の職業訓練校。学生数は約 2,200 人。2017 年 5 月にタイの Sisaket Rajabhat University と学業協力の覚書を締結。

(ジェトロ作成)

従業員教育については、自社で実施する以外に、民間の教育サービスプロバイダーや公的教育機関の一般人向けコースなどが活用できる。業界団体としての協会（Association）の中には人材育成に力を入れている団体もある。例えば、縫製協会（Association of Lao Garment Industry）は自前のトレーニング施設を有し、協会企業の従業員への各種トレーニングを提供している。以下に主な民間教育サービス企業を示す。

表 3 企業人材を対象とした民間教育会社の例

企業名	所在地	特徴
iJOBS Co., Ltd.	ビエンチャン都	ラオス最大の人材紹介会社。従業員のスキルトレーニングを始め、キャリア形成に関するセミナーなど先進的な取り組みもおこなっている。
Lao ITE Academy	ビエンチャン都	多用な英語コース（TOEFL/TOEIC 準備コース、オンライン学習コースなど）と CISCO 認定インストラクターによる IT コースが強み。
KP Service & Labour Development Co., Ltd.	サワナケート県	グループ全体で 2,000 人以上の従業員を抱える財閥 KP Group の傘下企業。自社従業員教育の実績をサービス化している。

(ジェトロ作成)

(3) 日本語教育¹⁰

日本企業のラオスへの進出が徐々に増加し、また多くの日本企業がラオスに視察に訪れるようになるにつれて、日本語を話すラオス人材の需要も高まっている。2000年代まではラオス国立大学およびJICAと同大学の共同運営によるラオス日本人材開発センター（現在はラオス日本センター）のみで日本語教育が提供されていたが、2010年以降、日本語教育を行う公的機関や私立の語学教育機関が増えてきている。

中等・高等教育機関

ビエンチャン都では現在、公立の中等教育機関では3校、高等教育機関ではラオス国立大学文学部日本語学科およびサワナケート大学言語学部日本語学科の2校で日本語の授業が行われている。そのほか、第二外国語として日本語を選択できる私立校やインターナショナルスクールもある。

その他の教育機関

ラオス日本センターおよびサワナケート大学では、社会人など大学生以外にも日本語クラスを提供している。民間の日本語学校は、チャンパ日本語学校、天理日本語センター、てっちゃんねっとトレーニングセンター、チャンパサック県パクセのラオス日本人材交流センターなどがある。

(4) 外国人技能実習制度

日本式の業務を体得した人材の採用や、企業の核となる重要な人材の日本での長期育成の手段として、1993年から実施されている外国人技能実習制度も利用できる。2017年11月1日付で「外国人の技能実習の適正な実施および技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」が交付され、より適正な制度の実施が期待できる。

制度は、人材を派遣したい企業が単独で送り出し・受け入れを行う企業単独型と、日本の監理団体が海外の送出機関から人材を受け入れ日本企業に派遣する団体監理型の2種類がある。現在ラオスにある送出機関は下表のとおり11社ある。2017年12月9日付で「日本国法務省・外務省・厚生労働省とラオス人民民主共和国労働・社会福祉省との間の技能実習に関する協力覚書（MOC）」が締結され¹¹、2018年4月1日までにラオス政府は全機関の認定をおこない、同年8月1日からは認定送出機関以外からの実習生の派遣・受け入れを不可とすることと取り決められている。

¹⁰ 出典：国際交流基金ウェブサイト「日本語教育 国・地域情報 ラオス（2017年度）」

<https://www.jpf.go.jp/j/project/japanese/survey/area/country/2017/laos.html>

¹¹ 日本政府厚生労働省ウェブサイト <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188931.html>

表 4 ラオスの技能実習制度送出機関の一覧

No.	機関名	所在地
1	Bouasavan Employment Service Company	ビエンチャン都
2	Douangphachanh Employment Service Co., Ltd	ビエンチャン都
3	Employment Service Center	ビエンチャン都
4	IJobs Company Limited	ビエンチャン都
5	Inter Labour Sole Co., Ltd	ビエンチャン都
6	KP Service and Labour Development Co., Ltd.	サワナケート県
7	Lao-Asia Employment Service Co., Ltd.	ビエンチャン都
8	Lao Labour Promotion Co., Ltd	ビエンチャン都
9	Sinxai Employment Service Co., Ltd	ビエンチャン都
10	Vetsaphong Skill Development and Testing Center	ビエンチャン都
11	Xaiya Employment Co., Ltd.	ビエンチャン都

(出典：公益財団法人国際研修協力機構の情報をもとにジェトロ作成)

第11章 ラオスの会計基準

2016年2月26日にラオスの「新会計基準」(Approval of Lao Financial Reporting Standards for non-public interest enterprises Ministerial Decision No. 530/MoF および Ministerial Instruction on the implementation of Accounting Law No.531/MoF) が公表された。新たに適用される会計基準では、公益企業は「国際財務報告基準 (IFRS)」の適用が求められ、公益企業の要件に当てはまらない非公益企業は、会社の規模に応じて適用する会計基準が決められている。実際の適用スケジュールは、ラオスの会計人材の数、知識、能力の向上を見極めながらラオス所轄官庁が決めて行くことになる。新会計基準の内容と適用要件は、以下のとおり。

(1) 会計基準と適用要件

会社分類	要件	適用する会計基準
公益企業 (Public interested entities)	その企業のビジネスの性質、従業員数や会社規模により、公共に大きな影響を与える企業 (例：上場企業、信託業務従事企業、商業銀行、保険会社、証券会社、その他金融機関)	国際財務報告基準 International financial reporting standards (IFRS)
大規模非公益企業 (Large sized non-public interested entities)	以下の三つの基準のうち、二つ以上を満たす非公益企業 1.従業員数基準 年間平均従業員数：100人以上 2.総資産基準 製造業：40億キープ超 販売業：60億キープ超 サービス業：40億キープ超 3.売上高基準 製造業：40億キープ超 販売業：60億キープ超 サービス業：40億キープ超	大規模非公益企業用財務報告基準 Financial reporting standards for large entities (FRS for LEs) ※1
中小規模非公益企業 (Medium and small sized non-public interested entities)	以下の三つの基準のうち、二つ以上を満たす非公益企業 1. 従業員数基準	中小規模非公益企業用財務報告基準 ※2 Financial

	<p>年間平均従業員数：100 人未満</p> <p>2.総資産基準</p> <p>製造業：40 億キープ以下かつ 1 億キープ超</p> <p>販売業：60 億キープ以下かつ 1.5 億キープ超</p> <p>サービス業：40 億キープ以上かつ 1 億キープ超</p> <p>3.売上高基準</p> <p>製造業：40 億キープ以下</p> <p>商社：60 億キープ以下</p> <p>サービス業：40 億キープ以下</p>	reporting standards for small and medium entities (FRS for SMEs)
<p>零細企業 (Micro enterprises)</p>	<p>上記の公益企業、大規模非公益企業、中小規模非公益企業以外の企業</p>	<p>零細企業用会計基準</p> <p>現金主義による会計処理が認められている。</p>

(ジェットロ作成)

- ※1 「大規模非公益企業用財務報告基準」は、「中小企業用国際財務報告基準」を翻訳したものであるが、「中小企業用国際財務報告基準」の第 31 章「超インフレ経済化における財務報告」の適用は除外している。
- ※2 中小規模非公益企業用財務報告基準は、中小企業用国際財務報告基準から以下の五つの会計基準の適用は除外している。
- 第 9 章 連結および個別財務諸表
- 第 12 章 その他の金融商品に関する事項
- 第 16 章 投資不動産
- 第 31 章 超インフレ経済化における財務報告
- 第 33 章 関連当事者の開示

(2) 新会計基準の適用に伴う主な影響

新会計基準が適用された場合、会計処理の変更や開示情報の増加により、財務数値への影響や決算作業の複雑化等、大きな影響が生じる事が想定される。混乱を避けるために、自社の経理スタッフおよび会計専門家と事前に準備をしておく事をお勧めする。

- 従前、現金主義で会計処理していた会社は、発生主義に変更する必要がある。
(第 10 章 会計方針、見積りおよび誤謬)

- 減損会計の適用が求められる。減損会計とは、資産の収益性が低下して投資額の回収が見込めなくなった場合、当該資産の帳簿価額にその価値の下落を反映させる必要がある。収益性が低い、もしくは赤字の事業等がある場合、将来、その資産の帳簿価額以上のキャッシュフローを生成する事が可能かどうかの検討が必要である。また、減損会計の判定および認識方法は、非常に技術的な難易度が高いため、事前に会計専門家への相談、経理スタッフの教育等の準備が必要となる。
(第 27 章 資産の減損)

- 税効果会計の適用が求められる。税効果会計とは、会計上の資産または負債の額と税務上の資産または負債の額に差異がある場合、法人税等の税金費用を適切に期間配分する事により、税引前当期純利益と法人税等の税金費用を合理的に対応させるための会計処理をいう。ラオスでは、税効果会計の実務が根付いていないことから、経理スタッフが当該会計基準を習得するのに時間を要する事が予想されるため、早めに準備をしておく事が求められる。(第 29 章 法人所得税)

- 財務諸表および注記開示項目が増加し。以下の会計基準の適用により、財務諸表および注記で開示を要求される項目が大きく増える。まずは自社の経理スタッフで新会期基準で要求される財務諸表および注記を作成できる体制にあるかを確認すること。もし不安がある場合は、早めに会計専門家に相談されることをお勧めする。
 - 財務諸表の一部として、キャッシュ・フロー計算書を開示する必要がある。(第 7 章 キャッシュ・フロー)
 - 各会計基準で要求される注記を開示する必要がある。(第 8 章 財務諸表の注記)
 - 大規模非公益企業用財務報告基準を採用する企業で、子会社や関連会社を持つ企業は、連結財務諸表の作成が要求される。(第 9 章 連結財務諸表)

第12章 ラオスの監査制度

ラオスの監査制度は、2014年7月22日公布の「独立監査人に関する法律」で規定される。一定の要件を満たした企業は、独立監査人による法定監査を受けることが求められる。

(1) 法定監査

「独立監査人に関する法律」第59条では、以下の企業および団体は、財務諸表を独立監査人による監査を受けることが要求されている。

1. 外国企業※
2. ラオスの中央銀行の管轄下にある銀行およびその他の金融機関
3. 保険会社および保険代理店
4. 上場企業、証券会社
5. 国有企業
6. 外部融資および補助金プロジェクト
7. その他関連法令によって決められた企業

※ 同法では、外国企業の定義が明示されていない。今後、法令等で監査要件に関して詳細が公表される予定であるが、現状では、大企業（従業員数、総資産、売上規模等で一定規模以上の企業）についてのみ、法定監査が求められる見込みである。

(2) ラオスの公認会計士資格制度

ラオスの公認会計士制度は、日本やその他の先進諸国と比較して、公認会計制度の歴史や公認会計士の人数などにおいて、まだ成熟していない部分がみられる。そのため、国で定めた公認会計士の試験合格者以外に、一定の条件を満たした国外の公認会計士資格保持者や、会計・財務・監査の教授等にも公認会計士の資格を与えている。

公認会計士資格の取得要件は以下のとおりであり、要件を満たした個人は、会計・監査専門家会議所（Chamber of Professional Accountants and Auditors）の推薦を基に、商務省がラオス公認会計士証書を発行する。

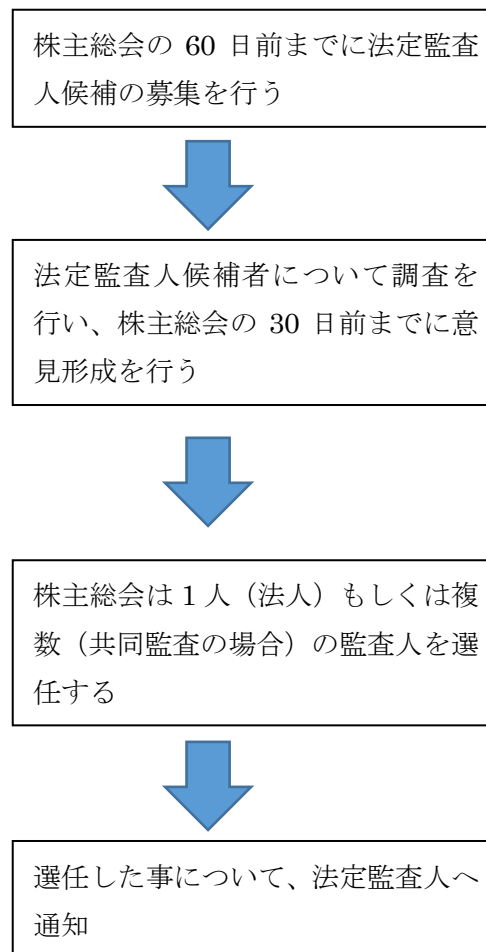
1. 公認会計士実務トレーニングプログラムおよび公認会計士試験プログラム試験合格者（独立監査に関する法律第34条）
2. 会計学の実務トレーニングを完了し、ラオス国内・国外での3年間の監査実務経験（独立監査に関する法律第35条）

以下の個人には、公認会計士実務トレーニングプログラム完了証書の取得の権利が与えられる。

- a. 会計コンサルタントの学位証書保持者および5年間の会計・監査の実務経験者
- b. 国外の公認会計士保持者
- c. 10年以上の会計学・監査論の教諭・教授経験者
- d. 会計・財務・監査での修士号、博士号の保持者で10年以上の会計・監査実務経験者
- e. 会計・財務・監査の教授、准教授

(3) 法定監査人の選任

上場企業等の法定監査を受けることが義務付けられている公益法人（Public Interest Enterprises）※は、以下の手続きにより、監査人を選任することが求められている。（独立監査に関する法律第20条）



※ 公益法人とは、その企業のビジネスの性質、従業員数や会社規模により、公共に大きな影響を与える企業とされている。例：上場企業、信託業務従事企業、商業銀行、保険会社、証券会社、その他金融機関（「独立監査に関する法律」3条）

公益法人以外の企業の法定監査の監査人の具体的な選任プロセスは規定されていないが、通常は株主総会で選任されるものと考えられる。

(4) 罰則

独立監査に関する法律では、以下の罰金制度を設けている。

ケース	罰金
会計監査を受けなかった場合	600万キープの罰金
免許を持たない、もしくは免許が停止・取り消しされた監査人を法定監査人に選任した場合	5000万キープの罰金

(ジェットロ作成)

第13章 ラオスの税制体系

ラオスの税制は、2015年12月15日に公布された改正税法が基礎となっているが、将来的にVATの法律に関する改正が見込まれている（2018年3月時点）。

(1) ラオスの税制体系

ラオスの税制は、以下の税目から成り立っている。

税目	税率	概要
法人税 (Profit Tax)	原則 24%	法人の所得に対して課される税金 (納税者の申告により納付)
所得税 (Income Tax)	累進税率 (最高 24%)	個人の所得、および法人の一定の所得に対して課される税金 (源泉徴収の方法で納付)
付加価値税 (Value Added Tax “VAT”)	10%	ラオス国内での資産の販売やサービスの消費に対して課される税金 (事業者が消費者から VAT を徴収して納付)
関税 (Custom Duty)	5~40%	物品の輸入および特定の物品の輸出に対して課される税金
物品税 (Excise Tax)	5~90%	特定の物品およびサービスに対して課される税金
印紙税 (Stamp Duty)	契約の種類により異なる	契約文書に課される税金
環境税 (Environmental Tax)	3~10%	石油およびガス事業、および環境汚染に関連する事業の売上に対して課される税金
土地税 (Land Tax)	土地の所在地・用途等により異なる	土地の所有者に対して課される税金

(ジェットロ作成)

ラオスには相続税や贈与税に該当する税目はない（2018年3月時点）。

(2) ラオスとの租税条約締結国

2018年3月時点で、ラオスと租税条約を締結している国は、①中国、②韓国、③ロシア、④タイ、⑤ベトナム、⑥北朝鮮、⑦ブルネイ、⑧クウェート、⑨マレーシア、⑩ミャンマー、⑪シンガポール、⑫ルクセンブルクの12カ国で、日本とは租税条約はない。

第14章 ラオスの法人税

ラオスの法人税は、Profit Tax と定義され、法人の所得に対して課される税金である。法人の所得に対して課される税金は、この Profit Tax のみで、日本の住民税や事業税（地方税）に相当する税金はない。

(1) 法人税率

法人税は、法人の事業年度（原則として1月1日～12月31日）の会計上の利益に一定の税務調整を行って課税所得を算出し、その課税所得に以下の税率を乗じて計算する。なお、年間売上が4億キープ以下で VAT の登録事業者でない法人は、Lump-sum Tax として売上金額をベースに法人税を計算することも認められている。

区分	税率
ラオスの証券市場に上場している法人	19%
たばこ関連事業を営む法人	26%
上記以外の法人	24%

(ジェトロ作成)

上記のほか、投資奨励法や経済特区の優遇措置によって、法人税が免除されたり、軽減されたりするケースがあります。

(2) 申告・納税方法

法人税は、四半期毎ごと（年4回）の中間申告と年度末の確定申告（1回）があり、年間で計5回申告・納付を行うことになる。

中間申告は、①前年度の法人税納付額、②各四半期の実際利益、③当年度の法人税納付見込額のいずれかをもとに計算することとされ、以下のスケジュールで申告・納税を行うこととされている。

対象期間		申告・納付期限
1	1月1日から3月31日	4月10日
2	4月1日から6月30日	7月10日
3	7月1日から9月30日	10月10日
4	10月1日から12月31日	翌年1月10日

(ジェトロ作成)

また、確定申告は期末日から2カ月以内に、年間の課税所得をもとに申告・納付することが要求される。各四半期の中間納付額は、法人税の前払いとして取り扱われるため、確定申告により計算した法人税の年税額が中間納付額の合計を超える場合には、その差額を納付する。一方、中間納付額の合計が法人税の年税額を超える場合には、その超える部分の金額は、翌期の法人税と相殺する

ことができる。この過払い分の法人税の還付を申請することはできない。

(3) 課税所得の算出方法

法人税の課税所得は、会計上の利益に一定の税務調整を行って算出する。法人税の計算上、費用（損金）として認められない主な項目は、以下のとおり。

区分	損金不算入項目
見積費用	引当金の計上費用
	資産の評価損
	未実現の為替差損
事業に関連しない費用	事業運営に直接関連しない費用
	個人的な支出にかかる費用
	法人の資産と認められない資産の減価償却費
	請求書や領収書がない費用（使途不明金）
損金算入に限度が必要な費用	交際費（売上の0.4%を超える部分の金額）
	寄付金（売上の0.3%を超える部分の金額）
	旅費交通費（売上の0.6%を超える部分の金額）
	広告費（売上の0.5%を超える部分の金額）
その他	法人税・VAT・すべての種類の罰金
	税法上の限度額を超える減価償却費

（ジェットロ作成）

固定資産の減価償却費については、以下の資産の種類ごとに定められた耐用年数に基づき、原則として定額法により計算した金額を損金に算入できる。なお、耐用年数が決定できない無形資産の減価償却費は、損金算入が認められない。

固定資産の種類	耐用年数	償却率（定額法）
耐用年数が20年以内の工業用施設	20年	5%
耐用年数が21年以上の工業用施設	-	2%
工業用、農業用、手工業用、建設用の機器、運搬具	5年	20%
陸上・水上輸送車両	5年	20%
業務用の機材、工具、事務用品、備品	5年	20%
創立費、開業費	2年	50%
業務用のソフトウェア、ハードウェア	2年	50%

（ジェットロ作成）

(4) 繰越欠損金

その期の課税所得がマイナス（損失）となった場合、以下の二つの条件を満たす場合には、最大3年間その損失を繰り越し、翌期以降の課税所得から控除することができる。

- ① その損失が政府の監査機関または監査法人の監査を受けたものであること。
- ② その損失が税務当局により承認されていること。

(5) その他

ラオスの法人税の規定には、日本の法人税法に定める以下のような制度は存在しない。

- 連結納税制度
- 移転価格税制（移転価格文書の保存義務）
- 過小資本税制
- タックスヘイブン税制
- 恒久的施設（Permanent Establishment（“PE”）に関する概念

第15章 ラオスの個人所得税

ラオスの個人所得税は、Income Tax と定義され、個人の所得に対して課される税金となる。ラオスには個人の確定申告制度はなく、源泉徴収の方法によって個人所得税を納めることになる。なお、ラオスの税法上、居住者の定義はなく、ラオス国内で就労する外国人は全世界所得をもとにラオスで納税することが要求される。

(1) 給与所得

給与所得には、給料、賃金、賞与、各種手当、役員報酬、その他の経済的利益が含まれる。外貨建てで支払われた給与等は、その支給日の為替レートでキープに換算して計算することになる。給与所得に対しては、雇用者が給与等の支給時に以下の税率（累進税率）で源泉徴収をし、翌月 15 日までに税務当局に納付する。

給与所得の額	税率
1,000,000 キープ以下	0%
1,000,001 ～ 3,000,000 キープ	5%
3,000,001 ～ 6,000,000 キープ	10%
6,000,001 ～ 12,000,000 キープ	12%
12,000,001 ～ 24,000,000 キープ	15%
24,000,001 ～ 40,000,000 キープ	20%
40,000,001 キープ以上	24%

(ジェットロ作成)

(2) その他の所得

給与所得以外の以下の所得に対しては、支払者がその所得を支払う際に以下の税率で源泉徴収をし、翌月 15 日までに税務当局に納付することになる。これは、所得の受領者が個人に限らず、法人の場合も同様である（個人の場合は源泉徴収により課税関係が終了、法人の場合は法人税の前払いとして取り扱われる）。

所得の種類	税率
資産（不動産を含む）の賃貸料	10%
配当、借入金の利子、保証料	10%
株式の譲渡所得	10% ※1
一定の公益団体からの収入	10%
賞金、宝くじの当選金で 500 万キープ以上のもの	5%
特許権、著作権、商標権等の使用料	5%
不動産および借地権の譲渡所得	5% ※2

(ジェットロ作成)

※1 売却価格とその原価（取得価額）を証明できない場合には、売却価格の 2%

※2 契約書や証憑がない場合には、売却価格の 2%

第16章 ラオスの源泉税

ラオスの税法上、非居住者がラオスで獲得した所得に対しては、ラオス法人がその非居住者に対して支払いを行う際に、その非居住者が獲得したとされる一定のみなし利益に対して源泉徴収をすることが要求される。

この源泉徴収の対象には、物品の売買取引やサービス取引全般が含まれるため、非居住者がラオスで源泉徴収された税金（源泉税）について、その非居住者の居住地国で外国税額控除が認められなかった場合には、その非居住者のコストとなる。

なお、その非居住者がラオスが租税条約を締結している国の居住者である場合、物品の売買取引や（ロイヤルティーに該当しない）サービス取引は、原則として租税条約上の「事業所得」に該当するため、ラオス法人側で源泉徴収は要しないことになる。

ただし、日本はまだラオスと租税条約を締結していないため、日本法人はラオス法人とのすべての取引についてラオスで源泉税が課されることになる。

(1) 非居住者への支払にかかる源泉税

ラオス法人が非居住者に支払いを行う場合、その非居住者の業種の区分に従って、それぞれのみなし利益率に対する法人税相当額を源泉徴収し、翌月 15 日までに税務当局に納付することが要求される。

業種	みなし利益率 (A)	源泉税率 ((A) x 24%)
1. 製造業	3%	0.72%
2. 販売業	5%	1.2%
3. サービス業（以下の区分による）		
- 運輸・旅客	5%	1.2%
- 建設・修理	10%	2.4%
- 木材売買・鉱業など	5%,15%,20%	1.2%,1.92%,4.8%
- 娯楽サービス	25%	6%
- 法律・建築・エンジニアリングなどの コンサルティング	10%	2.4%
- 代理・仲介	20%	4.8%
- 土地開発・建物販売	20%	4.8%
- その他のサービス	10%	2.4%

(ジェットロ作成)

(2) 非居住者への支払いにかかる源泉税（その他）

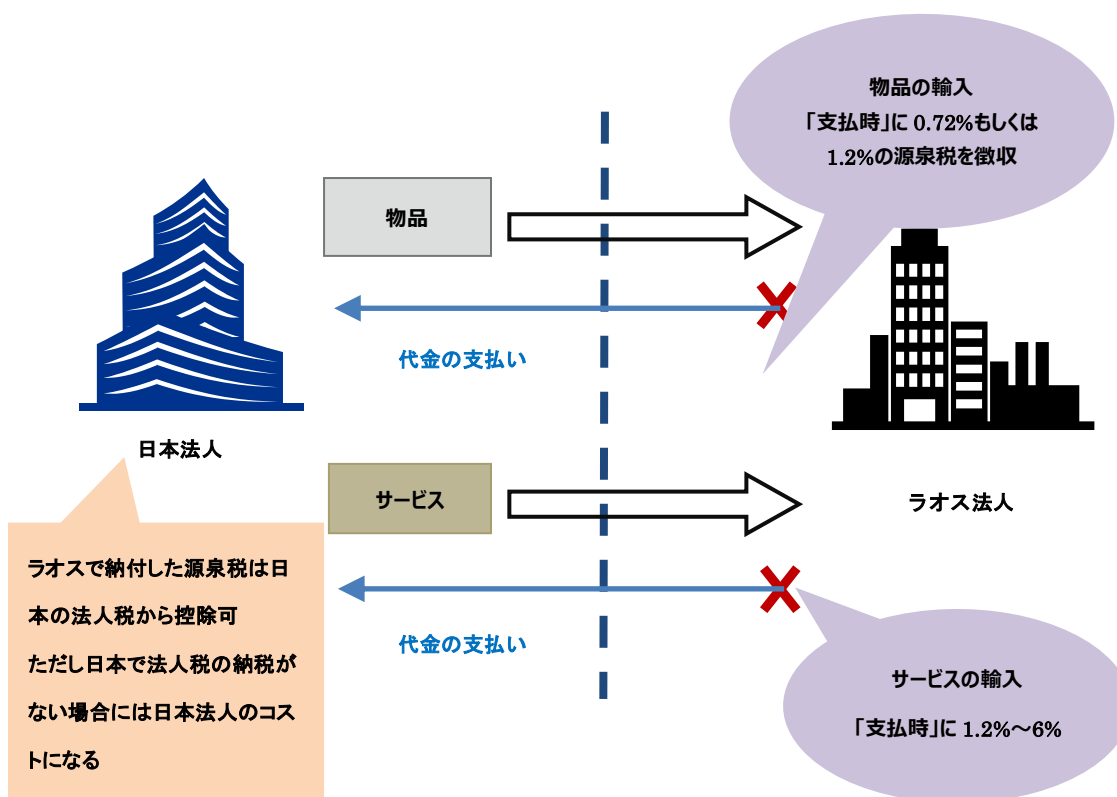
上記(1)のほか、ラオス法人が非居住者に以下の支払いを行う場合には、それぞれの区分に従った税率で源泉徴収し、翌月 15 日までに税務当局に納付することが要求される。

所得の種類	税率
配当、出資者への分配金	10%
借入金の利子、保証料	10%
特許権、著作権、商標権等の使用料（ロイヤルティー）	5%

（ジェットロ作成）

(3) 租税条約の非締結国との取引（例：日本法人）

ラオスと租税条約のない国の法人（例：日本法人）がラオス法人と取引を行う場合、ラオス法人から受ける支払いについて、ラオスの税法に基づいて源泉徴収がされることになる。この場合、以下のとおり、日本法人側で税コストが発生する可能性があるため、ラオス法人との取引には注意が必要となる。



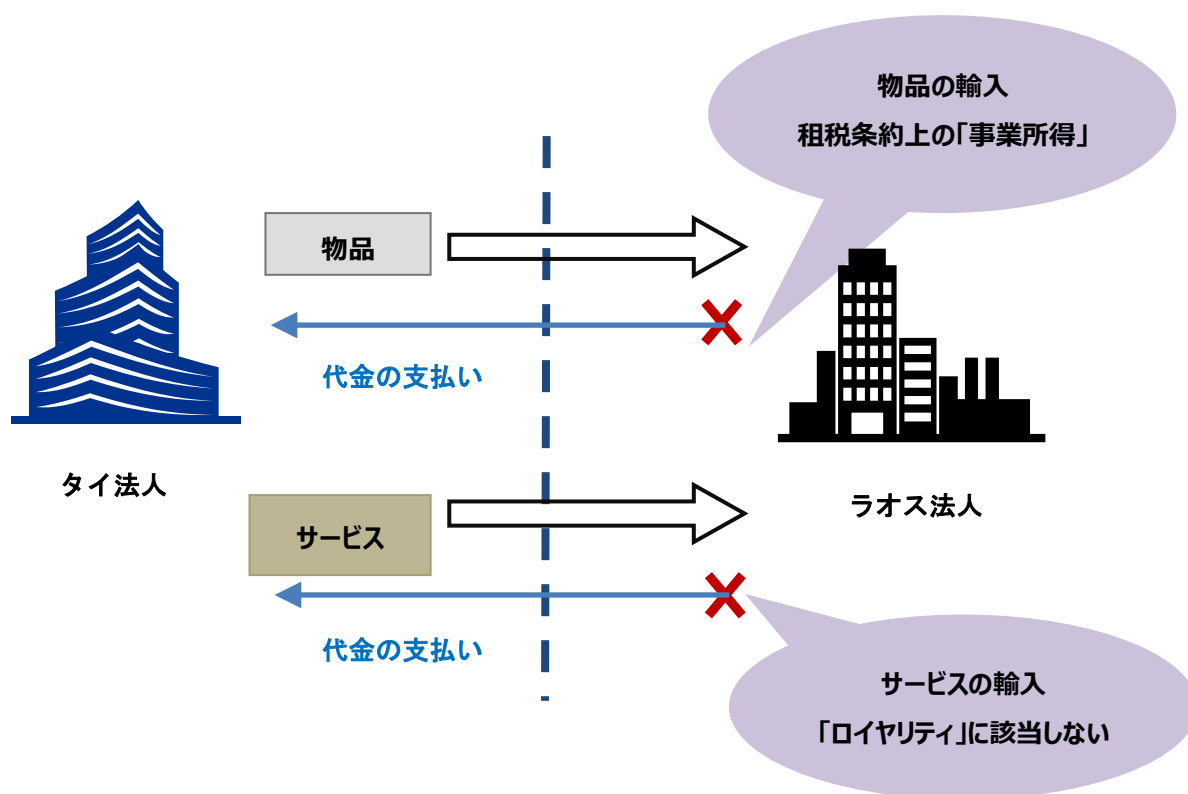
（ジェットロ作成）

(4) 租税条約の締結国との取引（例：タイ法人）

ラオスと租税条約を締結している国の法人（例：タイ法人）がラオス法人と取引を行う場合、ラオス法人から受ける支払いのうち、一定のものについては、二国間の租税条約の定めによって、ラオスでの源泉徴収が免除されることになる。物品の売買取引や（ロイヤルティーに該当しない）サービス取引は、原則として租税条約上の「事業所得」に該当するため、その租税条約締結国の法人がラオスに支店等の恒久的施設を有しない限り、ラオスでの源泉税が免除される。

従って、国際的に事業展開している企業は、ラオスとの租税条約の有無によって、どの国の関係会社を使ってラオス法人と取引すべきかを検討することが有用といえる。

なお、2018年3月時点でラオスと租税条約を締結している国は、①中国、②韓国、③ロシア、④タイ、⑤ベトナム、⑥北朝鮮、⑦ブルネイ、⑧クウェート、⑨マレーシア、⑩ミャンマー、⑪シンガポール、⑫ルクセンブルクの12カ国となる。



(ジェトロ作成)

第17章 ラオスの付加価値税（VAT）

ラオスでは2010年1月1日よりVATが導入されているが、将来的にVATの法律に関する改正が見込まれている（2018年3月時点）。ラオスではタックスインボイス方式が採用されており、事業者がVATの納税義務者となるが、VATの負担者は物品やサービスの購入者である最終消費者となる（事業者が消費者からVATを徴収して納付）。

(1) VATの課税取引

VATの課税取引は、以下のとおり、10%の税率が適用される取引と0%の税率が適用される取引に区分される。

区分	取引内容
10%の税率が適用される 課税取引	ラオス国内での物品の販売
	ラオス国内でのサービスの提供
	ラオス国内への物品の輸入 ※
	ラオス国内で消費されるサービスの輸入
0%の税率が適用される 課税取引	物品の輸出
	ラオス国外で消費されるサービスの提供

（ジェットロ作成）

※ 投資奨励法や経済特区の優遇制度により、VATが免除されるケースもある。

10%の税率が適用される課税取引と0%の税率が適用される課税取引のいずれも、その売り上げを獲得するために生じた仕入VATは、売上VATから控除することが認められる。

(2) 非課税取引

ラオスの税法上、VATを課さないこととされる主な取引は、以下のとおりである。なお、これらの売り上げを獲得するために生じた仕入VATは、売上VATから控除することが認められない。

- 未加工の農産物の輸入・国内販売
- 動物の輸入・国内販売
- 植林および栽培用の供給品の輸入・国内販売
- 種、動物、動物用の飼料、ワクチン、ワクチンの原料の輸入・国内販売
- 肥料および殺虫剤の輸入・販売
- 農業に使用される機材、機器の輸入・販売
- 印紙または切手の輸入・国内販売
- 一定の教育機関により提供される教育サービス

- ラオス中央銀行により認可された金融機関の預金利息・貸付利息
- 一定の保険料
- 一定の医療サービス など

(3) 納税義務者

以下の事業者は、ラオスの VAT の納税義務を負うこととされている。

- 年間売上が 4 億キープ以上の事業者 ※
- 物品・サービスの輸入者
- 非居住者でラオス国内でサービスの提供を行う者

※ 年間売り上げが 4 億キープ未満の事業者でも、任意で VAT の事業者登録を行い、VAT の納税義務者となることができる。

(4) 申告・納税方法

VAT の納税義務者は、タックスインボイスに記載された売上 VAT および仕入 VAT の差額を、毎月翌月の 15 日までに VAT の申告とともに納付する必要がある。なお、仕入 VAT が売上 VAT を超える場合には、その超える部分の仕入 VAT を翌月以降に繰り越して翌月以降の売上 VAT と相殺するか、理論上はその超える部分の仕入 VAT の還付を請求することもできる。

なお、ラオスで VAT の事業者登録をしていない非居住者で、ラオス国内でサービスの提供を行う者については、サービスの提供を受けたラオス法人がそのサービス料の支払いをする際に 10% の VAT 相当額を源泉徴収し、翌月の 15 日までに税務当局に納付することになる。

VAT は租税条約によって軽減・免除されるものではないため、ラオス法人に対してラオス国内で消費されるサービスを提供するすべての非居住者は、その源泉徴収された VAT 相当額がコストとなる。

(5) タックスインボイス

ラオスの税法上、タックスインボイスは、ラオス政府公認の請求書/領収書を使用しなければならないこととされている。ただし、実務上は非公式の請求書/領収書が使用されるケースが多々あり、その非公式の請求書/領収書によって、仕入 VAT の控除が認められないといった事例が多く見受けられる。

(6) 実務上の留意点

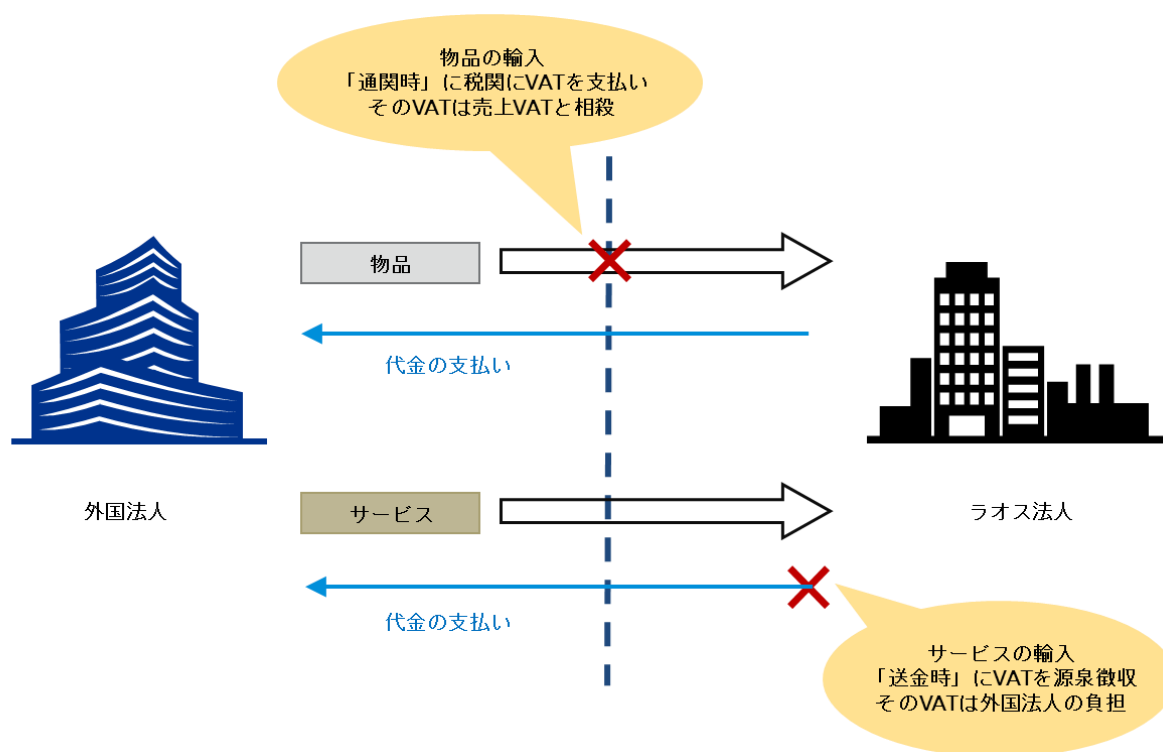
ラオスの実務においては、以下の点が留意点として挙げられる。

- ラオス国内の VAT の非登録事業者からサービスの提供を受ける場合、サービス料の支払い時に VAT を源泉徴収しなければならないため、サービスの提供を受ける際に相手が VAT の登録事業者であるかどうか確認しなければならない。
- 物品やサービス購入時に相手先から政府公認の請求書/領収書が発行されないことにより、仕入 VAT の控除が認められず、追加のコストが発生する。
- 輸出主体の企業は、本来は仕入 VAT の還付請求ができるものとされているが、税務当局により還付が認められないケースが多く見受けられる。
- ラオス法人にラオス国内で消費されるサービスを提供する非居住者は、そのラオス法人によって VAT が源泉徴収されるため、非居住者側でコストが発生する。

(7) 非居住者との取引

外国法人がラオス法人に物品を販売（輸出）する場合、ラオス法人が輸入通関時にその物品にかかる VAT を納付することになる。一方、外国法人がラオス法人にサービスを提供する場合、その外国法人がラオス国内でサービス提供をしたものとして、ラオス法人がその外国法人から VAT を徴収し、その外国法人に代わって税務当局に VAT を納付することになる。

VAT は租税条約によって軽減・免除されるものではないため、ラオス法人に対してラオス国内で消費されるサービスを提供するすべての非居住者は、その源泉徴収された VAT 相当額がコストとなるため、ラオス法人との取引には注意が必要である。



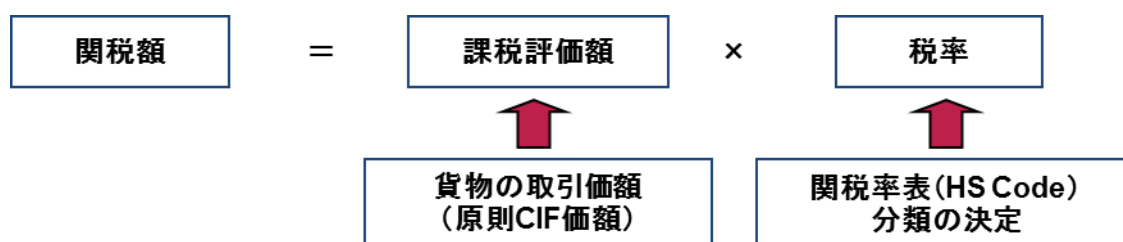
(ジェトロ作成)

第18章 ラオスの関税

関税の対象は、ラオス国内に輸入される物品およびラオス国外に輸出される物品で、HS コードの分類に従い、輸入品および特定の輸出品には、通関時に原則として 5～40%（物品により 5%、10%、15%、20%、30%、40%の 6 区分）の関税が課される。なお、投資奨励法や経済特区の優遇制度により、関税が軽減・免除されるケースがある。

(1) 輸入関税の計算

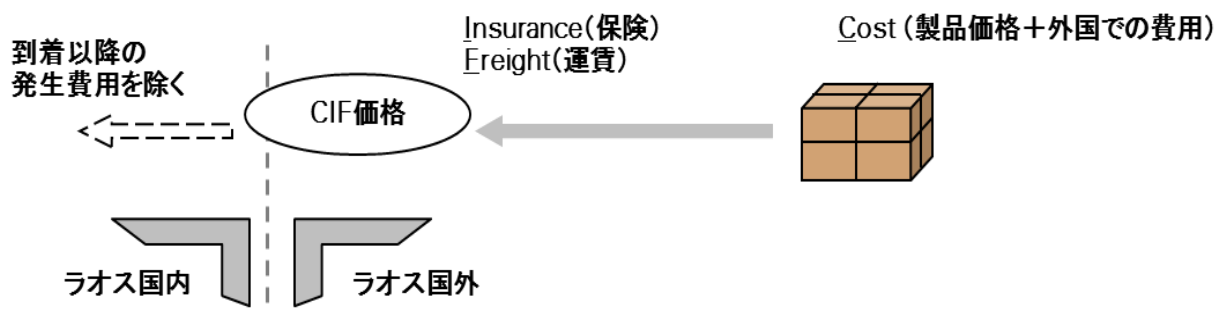
関税の対象は、ラオス国内に輸入される物品およびラオス国外に輸出される物品で、HS コードの分類に従い、輸入品および特定の輸出品には、通関時に原則として 5～40%（物品により 5%、10%、15%、20%、30%、40%の 6 区分）の関税が課される。なお、投資奨励法や経済特区の優遇制度により、関税が軽減・免除されるケースがある。



(ジェットロ作成)

(2) 課税評価額

課税評価額は、輸入物品について買い手から売り手に対して実際に支払われた、もしくは支払われるべき価格（現実支払価格）で、ラオスの国境までの保険料や運賃を含むもの（CIF 価格）とされる。



(ジェットロ作成)

従って、取引価格に以下のような費用が含まれている場合は、課税評価額から控除することになる。

- 輸入申告日後の据付、組立、整備、技術指導に関する費用
- ラオス国内の運賃、保険料など

一方、取引価格に以下のような費用が含まれていない場合（別に請求がされている場合）は、取引価格にその費用を加算して課税評価額とする必要がある。

- 容器等の費用（輸入物品と一体をなすものとして取り扱われる容器の費用）
- 補助品の費用（輸入物品に組み込まれた材料、ソフトウェア、部品などの費用）
- 輸入物品の製造に使用された工具、治具、金型の費用
- 輸入物品を製造するための開発費、企画費、図面費、設計費など
- 輸入物品の輸入の条件として支払う手数料、リベート、ロイヤルティーなど

(3) 税率

輸入物品の HS コードおよび輸入関税率は、商工省輸出入局の以下のウェブサイトより検索が可能である。<http://www.laotradeportal.gov.la/index.php?r=site/index>
なお、特例的な輸入関税率が適用される場合として、主に以下のものがある。

① ASEAN 共通効果特惠関税率の利用

ASEAN の自由貿易圏内の関税撤廃を目的に導入された制度で、以下のものが利用可能である。

Multilateral Free Trade Agreements	
1	ASEAN Trade in Goods Agreement ("ATIGA")
2	ASEAN - CHINA
3	ASEAN - KOREA
4	ASEAN - JAPAN
5	ASEAN - INDIA
6	ASEAN - AUSTRALIA - NEW ZEALAND
7	ASEAN - HONG KONG

(ジェットロ作成)

② 二国間自由貿易協定の利用

2015 年 3 月に調印され、2016 年 2 月に発効したラオスとベトナム間の改正貿易協定では、ラオスがベトナムから輸入する 27 品目、ベトナムがラオスから輸入する 15 品目について、上記の ATIGA 税率の 50%相当の関税率を適用しその他の物品は関税率をゼロとすることで合意している。

第19章 ラオスの物品税

物品税は特定の物品および特定のサービスに対して課されるもので、対象物品を輸入する場合には、通関時に物品税を納付することになる。2018年3月時点の物品税の対象物品およびその税率は、以下のとおりである。

(1) 特定の物品にかかる物品税

	物品名	税率	
		2018～2019年	2020年以降
1	燃料		
	ガソリン（ハイオク）	39%	
	ガソリン（レギュラー）	34%	
	ディーゼル	24%	
	航空機燃料	14%	
	エンジンオイル（潤滑油、油圧作動油、グリース、ブレーキオイル）	9%	
2	圧縮天然ガス	10%	
3	リキュール・アルコール飲料		
	アルコール分 20 度以上のリキュールまたはアルコール飲料	50%	70%
	アルコール分 20 度未満のリキュール、ワイン、その他のアルコール飲料	45%	60%
4	ビール	50%	
5	市販飲料		
	飲料水、炭酸水、ミネラルウォーター、ジュース等	5%	
	エナジードリンク	10%	
6	たばこ		
	葉巻	45%	60%
	箱たばこ	45%	60%
	刻みたばこ	25%	35%
	その他のたばこ	45%	60%
7	クリスタル・クリスタル装飾品	20%	
8	100 万キープ以上のカーペット	15%	
9	1,000 万キープ以上の家具	15%	
10	香水・化粧品	20%	
11	遊戯カード・ギャンブル品	90%	

12	花火・クラッカー	80%	
13	二輪車		
	① バイク（化石燃料使用）		
	排気量：110 cc 以下	20%	
	排気量：111 - 150 cc	30%	
	排気量：151 - 250 cc	40%	
	排気量：251 - 500 cc	60%	
	排気量：501 cc 以上	80%	
	② バイク（クリーンエネルギー使用）		5%
③ バイク装飾品、バイク部品		5%	
14	四輪車		
	① 小型車（化石燃料使用） ：セダン、ジープ、バン、ピックアップ車		
	排気量：1,000 cc 以下	25%	
	排気量：1,001-1,600 cc	30%	
	排気量：1,601-2,000 cc	35%	
	排気量：2,001-2,500 cc	40%	
	排気量：2,501-3,000 cc	45%	
	排気量：3,001-4,000 cc	70%	
	排気量：4,001-5,000 cc	80%	
	排気量：5,001 cc 以上	90%	
	② 小型車（クリーンエネルギー使用） ：セダン、ジープ、バン、ピックアップ車		10%
	③ 2 ドア小型車（ピックアップの長さが前輪から後輪までの長さの50%以上のもの）		
	化石燃料使用	10%	
	クリーンエネルギー使用	5%	
	④ 中型車		
	化石燃料使用	8%	
	クリーンエネルギー使用	5%	
	⑤ 大型車		
化石燃料使用	5%		

	クリーンエネルギー使用	3%
	⑥ 車両装飾品、スペアパーツ	5%
15	装飾アクセサリ	20%
16	スピードボート・ヨット（これらのスペアパーツ・装飾品を含む）	20%
17	TVの受信機・音響またはビデオのプレイヤーまたはレコーダー・カメラ・電話・楽器（これらのスペアパーツ・装飾品を含む）	20%
18	家電製品（エアコン・洗濯機・掃除機など）	20%
19	ビリヤード台・ボーリング機器など	30%
20	ゲーム機器	35%

（ジェットロ作成）

（2）特定のサービスにかかる物品税

	物品名	税率	
		2018～2019年	2020年以降
1	ナイトクラブ・ディスコ・カラオケ料金	20%	35%
2	ボーリング料金	10%	
3	美容サービス料金	10%	
4	携帯電話・デジタルまたはケーブルTV・インターネット料金	10%	
5	ゴルフ料金	10%	
6	宝くじ料金	25%	
7	カジノ料金	35%	

（ジェットロ作成）

第20章 ラオスの税務調査

ラオスの税務調査は、一般的に法人税の確定申告書の提出後、もしくは税金の還付申請をした場合に実施される。ラオスの税法は細則が不十分であったり、解釈があいまいな部分が多く見受けられるため、税務調査官の指摘・指導が必ずしも税法の趣旨に合っていなかったり、税務担当官によって意見が異なることがある。税務調査官の指導が不合理と感じた場合は、指摘を鵜呑みにせず、外部の専門家等に助言を求めることをお薦めする。

税務調査で過小申告を指摘された場合の加算税や納付遅延による延滞税は、以下のとおり、日本の税法のそれと比べて高額となっている。

(1) 過小申告による加算税（ペナルティ）

税務調査により過小申告を指摘された場合、不足納付額の 20%～60%のペナルティが課される。

(2) 無申告、税務調査の拒否による加算税（ペナルティ）

無申告や税務調査を拒否した場合のペナルティは、税務当局の裁量で料率を決定することができ、不足納付額の 30%～100%のペナルティが課される。

(3) 延滞税（サーチャージ）

申告・納付が遅れた場合、1日あたり 0.1%（年 36.5%）のサーチャージが課される。